

学問・教育・平和運動

—— 田畑忍先生にきく(三) ——

司会 西田 毅

出席者 脇 圭平、梅津 実

岩野英夫、富沢 克

日時・場所 一九七八(昭和五三)年一月三〇日

午後一時三〇分 光塩館第一共同研究室

西田 第二次大戦後における多面的な田畑先生の行動の軌跡は、大雑把に見て大学における教育と学問、それから護憲と平和運動への参加、という二つの問題に絞って整理できるように私は思います。

そこで、多少前回の話とダブるかもしれませんが、あえて、同じ問題を、もう一度違った角度からお尋ねしたいと思います。それは、先生が昭和二十年代に二回学長を経験していらっしゃると思いますが、その当時の同志社の精神的雰囲気について、何か思い出を語っていただけないかということでございます。

学問・教育・平和運動

す。

昭和二十年代の同志社を語ると申しましたが、これは大変大雑把な質問でありますから、私自身の関心に結びつけて質問の要点をもう少しクリアにいたしますと、当時、終戦直後の同志社大学は、立命館などと並んで相当ラディカルな大学というイメージが強かったと聞いております。たとえば、先生の二期目の学長時代の昭和二十七年当時、破壊活動防止法案が国会で議論されたことがあります。その時点でいわゆる破防法反対闘争が全国規模で展開されました。先生は学長であられたわけですが、その先頭に立って、教授と学生をいわば引っ張っていく形で破防法反対闘争に参加されたのであります。

ちょうどそのころ円山公園で、同志社の法学部教授会主催の「市民に対する講演とアピールの会」というのが開かれて、田畑先生と岡本(清一)先生がそこへお出になり、多数の学生や市民を前にして破防法反対の演説をなさったということを知り

ております。いまの大変静かな同志社の法学部研究室の政治忌避の姿勢と比較しますと、まさに隔世の感がある（笑）と思うのですが、一つはそういった破防法反対闘争などに見られた平和と護憲の問題に一体となって取り組んだ教授と学生の群像や情況、そういった問題を当事者の先生から直かにお聞きしたいと思うのであります。

この昭和二十年代ということになりますと、ご承知のように一九五〇（昭和二十五）年の朝鮮戦争勃発の前後とパラレルに進行するかと思いますが、いわゆる逆コースの現象が目立ってくるころでありまして、たとえば政府が公務員のレッド・パージを決定したのが一九五〇年の九月であります。マッカーサーが、共産党は侵略の手先であるという意見を表明したのが一九五〇年の五月です。続いて「赤旗」の三十日間発行停止の指令を出したのも一九五〇年六月であります。警察予備隊令が公布されたのは一九五〇年八月でありまして、同年十月にはアメリカ合衆国が対日講和条約に関する覚書を発表しております。明けて一九五一年一月には、マッカーサーが対日講和と日本再武装を強調します。こういう現象が次々に発生してきたわけです。

さて、そのころの先生の御様子を見てまいりたいと存じます。ご承知のように一九四八（昭和二十三）年の暮れに、ユネスコの八人の社会学者が出した「戦争と平和に関するアピール」

にこたえる形でもって、——これは岩波の『世界』が中心になっておこなわれたわけですが——「平和問題討議会」が結成されますが、それに、東京と京都の進歩的学者・文化人が参加するようにあります。田畑先生もその一員に加わられたのであります。

この「平和問題討議会」がやがて「平和問題談話会」と名称を変えまして、講和問題について何回か、緻密な理論的展開をもった格調の高い声明を発表していることは、すでにご承知のとおりであります。つまり、全面講和を採用すべきこと、中立不可侵の堅持、日本の軍事基地化に反対すること、大略、この三つの原則が「平和問題談話会」の講和問題に関する声明の内容であったかと思いますが、先生も積極的なメンバーとして、主に、昭和二十六、七年にかけてこの「平和問題談話会」で活躍なさっていらっしゃるわけであります。

ただ、「平和問題談話会」は六〇年安保のあと自然に解散する形になったと聞いております。六〇年安保改定の問題が起りましたときに、東京平和問題談話会と京都平和問題談話会の両方が、安保改定反対の声明を出しております。

私、先日、あらためて、東京と京都の「声明」の内容を読み比べてみたのですが、基本的には同じ内容なんですけれども、問題の立て方や論理の展開の仕方において東京と京都の違いを

感じました。

この「平和問題談話会」は、まさに戦後第一期、つまりポツダム宣言の受諾から、日本の独立、講和条約締結のころまでにおける思想運動としての平和運動が、最も高潮した時期の産物であろうかと思われるのであります。その後、平和運動は革新政党や労働組合によってイニシアティブがとられるようになり、次第に大衆運動の形をとっていくわけですが、そうなる前のインテリゲンチアに率いられた思想運動としての平和運動の盛んな時期に、田畑先生も参加しておられるんです。

そこで、この機会に、この「平和問題談話会」の思い出などをお聞かせいただければと思います。つぎに、昭和二十年代の同志社ということで私がもう一つ関心がありますのは、学生の動きなんです。当時学生自治会が各大学で次々に結成されますね。一九四八（昭和二十三）年一月に全日本学生自治会総連合（全学連）が結成大会を持っております。この同志社において学生自治会が結成されたのもそのころです。第五回全学連大会というのが昭和二十七年に同志社で持たれたのですが、このときに先生が、全学連の学生と正面衝突するはめになりました。つまり大会の会場を同志社で貸せ貸さないの問答となって発生したのであります。

当時の学生自治会に結集した学生たちは、学園民主化の意欲

に燃えていたようでありまして、それとかれらが中心勢力になって平和と民主主義の運動を展開するんだという姿勢に裏打ちされて行動していたのであります。このような学生運動の動きについて先生の御感想をお聞かせ願えればと思うのであります。これが第一の問題、すなわち、昭和二十年代の同志社について私がお聞きしたいところでございます。

さて、もう一つの問題はいろいろな機会に発表しておられる大学論、とくに、学問の自由と大学の自治に関するお考えであります。

前回のこの座談会をみてもわかるように先生は大学における学生自治と教授会自治の問題を重視なさっているのであります。大学の自治というのは教授会自治が中心であらねばならないことはもちろんであるが、しかし、学生自治と教授会自治はちょうど、車の両輪のようなもので、この両者のどちらか一方が機能を喪失すれば大学の自治は十分に実現されないということとを強調していらっしゃいます。こういった大学自治論、特に学生自治の比重の大きさは先生の大学論の一つの特徴だろうと思われまます。そうして、この学生自治の論理は、具体的には、学長選挙への参加の権利——現に同志社では学長選挙に不十分ではあるが学生が参加できる——や教授会に対して学生が、カリキュラムとか講義内容の改善に関して積極的に意見を表明す

ることができ、権利を与えるべきである、といった先生の大学改革案にみられます。そこで学生自治を中心とした先生の大学自治のお考えについてお聞きしたいということでございます。

この大学論との関連でとりあげたいもう一つの問題はその私立大学論であります。特に繰り返し強調なさっておられる私学公営論あるいは国営論という問題です。

このあいだ、読み直して改めて知ったのですが、昭和十七年にお書きになった『学問と大学』という本の中で、すでに私学国営論を展開しておられるのです。つまり「現代の大学および大学論」という昭和十五年に書かれた論文がその『学問と大学』という本の中に収められてありまして、そこで先生が、福沢論吉の私学公営論、つまり皇室費による私学経営論を紹介し福沢の見解に依りながら、私学の完全な国庫負担を強調しておられます。

それとマッキンバーの『コミュニティ』ですが、先生が大正期の学生時代にお読みになって、大変感銘を受けたとおっしゃる本ですが、その中の、「共同社会の手段的存在としての統合的団体たる国家の一般的職能」というマッキンバーの「職能」理論に示唆を受けられて、やはり国家というものは私立大学の公の性格に着目して、私立大学に対して完全国庫負担をしなければいけないと主張しておられるのであります。

それから戦後ヨーロッパへいらっしゃいましたが、そのとき実際に見聞された英国のユニバーシティ・グランツ・コミッティの制度からうけられた影響の問題があります。英国の優秀な大学はほとんどすべて私立大学であって、約七割の国庫による経営上のサポートを受けているということ、そうして、“サポート・バット・ノー・コントロール”の原則が貫かれているということですが、そのユニバーシティ・グランツ・コミッティに対する先生の感銘は、昭和三十年十月の朝日新聞の記事になって現われております。

さらに佐々木惣一先生の憲法二六条と八九条の解釈から、国家は私立大学に対して完全国庫助成をすべきであるという憲法上の根拠に関する学説を教えられたということ、以上四つのポイントに基いて私学国営論、公営論を展開されているのであります。

こういった考え方にお立ちになって、日本学術会議のメンバーとして、第四十九委員会でしたか、私学国庫助成委員会で先生は大いに活躍されました、政府に対して「私立大学の研究設備および研究者に対する国家の助成の必要について」という文章を執筆して提出され、国家予算にそのわくづけが実現されるよう努力なさったわけであります。

昭和二十六年の学術会議で私学国庫助成が提案され、その総

会で決議されたというのですが、こういった先生の私学国営論の一般的理念と、私立大学に対する国庫助成、特に完全国庫助成の働きかけは、今日では大方の支持を得るものと思われるのであります。しかし一方、国家がもし、一〇〇%私立大学に対して助成をおこなった場合、はたして、私学の精神、私学の校風というものは一体どうなるのであろうか、という危惧や反論も現にあるわけです。もちろんそういう考え方に対して先生は積極的に反発なさっているんですが、今日は、せっかくの機会でありますから、これを私立大学の存在意義、ないしあり方の問題を考える素材にして論じあってみてはどうかと私は思うのであります。そういう意味で私学公営論に関する先生のご意見をさらに敷衍していただければと思うのであります。

第三番目は実は、この前の座談会（『戦後民主主義』と同志社大学の復興」同志社法学三一巻四号参照）でも少しふれられていた問題ですが、いわゆる「先生と日本国憲法」というような問題であります。憲法第九条の平和主義の原則が先生の平和運動の原点であるということとは、おそらくどなたも異論のないところでしょうが、その平和と人権の規定が、先生の戦後の学問と実践運動にいったいどういう位置を占めているのか。これは先生の周囲にいる多くの人々に共通する関心テーマであるうかと思われま。

ここで、私個人の感想をのべさせていただきますと、先生の憲法擁護の姿勢は、単なる一つ一つの違憲の政治に対するプロテストという域を越えて、日本国憲法が先生の価値判断の座標軸になっているといえますか、心情体系の中心軸になってしまっているというふうに思われるのであります。ですからそこにはうまく言えないんですが、何か一種の宗教的エトス¹宗教性のようなものすら感じられるわけです。つまりそれは単なる法規範としての意味を越えた、先生御自身の実存の奥深い所にしっかりと定着しているいわば信条体系としての憲法、というふうに思えてならないんです。

さきほど申しました「平和問題討議会」、「平和問題談話会」へのご参加から、昭和二十八年の護憲連合、昭和三十三年の憲法問題研究会、そうして京都の「憲法改悪阻止各界連絡会議」にいたる平和実践、また、現在なお、憲法研究所を中心に永世中立の主張をなさっているわけですが、こういった先生の戦後の一貫した護憲と平和運動のエネルギーの原点（*Core Springs*）としての日本国憲法、という問題について、何か先生のコメントをいただければと思うのであります。

この「宗教」性の問題とも関連するのですが、先生の平和と護憲に対する熱意を見ておきますと、基本的には、学問内在的な、つまり憲法学から出発していることはわかるのであります。

すけれども、ときには先生の積極的な実践の意欲は、憲法学を超えてしまった超学問的な実践活動となって噴き出しているような面も率直に言って私は感じます。つまり先生の中で学問と実践というのはどういうふうに関係づけられているのであろうか、ということを考えているわけであります。これは先生を前にして御質問するというよりも私自身で判断すべきことがらなのかもしれないですが、戦後の先生の一貫した平和運動に対する熱意を考えるにつけ、こうした気持を吹っ切れないでいるわけです。

以上三つばかりのポイントについて私はお尋ねしたいと思えます。

田畑 よくまとめていただいたんですが、一と二と三とあるわけですね。やはり一つ一つ聞いていただきましょうかね。

第五回全学連大会の開催

西田 前に先生にちょっと申し上げたかと思えますけれども、私、昭和二十五年、六年、七年のころ全学連で活躍していたかつての「猛者」、そういう人たちと会うチャンスがありました。

例の全学連大会のころの様について、その人たちの生の声を聞いたことがあるんです。先生は大会開催のための会場使用を拒否なさったそうですが……。

田畑 二十七年五月でしょう。

西田 第一日目は、彼らは中学のチャペルを使っただか。

田畑 よそでも貸さなかったんですね。立命館も貸さなかったんです。京大も貸さないんです。彼らは京大の方はあきらめて、同志社と立命館にどうしても貸せいというわけで強力をかけて来たんです。そこで、立命館は次の日から貸したんです。

末川先生がいない間に貸すというようにして、正式な末川総長の承諾なしに使ったという形をつくったわけですね。末川先生は何か映画を見に行っていたらして、その間に使うようになったらしいんです。

同志社では貸さないということに決めておったものですから。ぼく自身は貸してもいいと思ったんですけれども、評議会ですう決めてしまっていたんです。そうすると評議会で決めたことに従わなきゃならんでしょう。だから、断じて貸さんと言ったが、んばったわけですね。

ところが全学連が力で迫ってきました、大塚先生や岡本君なんかも、貸そうというような考えになってきたんです。

西田 当時の学生部長ですね。

田畑 ええ、学生部長で、貸さんというような意見は初め岡本君の意見だったと思うんです。ぼくは貸さんという評議会決定にあくまでも従うほかないという考えでした。それで断じて

貸さんと言ってがんばったわけです。そこで教場に皆カギをかけて使えなくしたんです。ところがチャペルは中学の管轄ですからカギをかけてなかったんで、彼らは第一日はそこを勝手に使ったんです。中学のほうから、どうも困るという文句がきましたので、逆に大学に協力してカギをかけていただきたいと言って反発しました。

その夜、どう対処したらいいかということで、評議員の皆さんに集まってもらってまとめました。やはり貸さんという態度一貫がいいというので、次の日一日休講にしました。集まって来た学生諸君には休講にしたから帰宅するようにと言う指示を出して、正門だけ締めて横の門は開けておいたんです。全部締めれば壊されますから横門は開けておいたんです。そこは自由に通行できますから、門は壊されずに済んだわけですが、全学連の諸君はやはり貸せいと迫ってくるわけです。しかし貸せないから、ほかの会場へ行ってくれるようにというアピールを有終館の二階からいたしました。幸い彼らは無事にほかの会場へ行くということになったのです。

それは、前にも言ったと思うんですけども、同志社の校歌を同志社の学生諸君に歌ってもらったのです。それが非常に効を奏し、平和の歌と同志社ソングとの歌合戦になりました。空気がなごんできたんです。これは校歌の効果でした。

西田 一日休講の措置は学生たちにとっては非常な打撃だったそうですね。

田畑 そうらしいですね。

西田 一般の学生が来ないものですから意気が盛り上がりません。(笑)

田畑 校歌を歌おうという発想は文学部長の高田武四郎君ですが、有終館前の広場に集った同志社の学生のほうが多数ですからね。全学連の諸君は数が少ない。ですから、歌合戦で彼らは負けたわけです。平和の歌よりも、同志社ソングのほうがその時は力強くてね。同志社ソングで勝ったというのはおそらく初めてでしょう。

脇 そういうことは、もうそのあとはないんじゃないですか。最近の学生は多勢でカレッジソングを歌うということを知らないです。歌えないのですよ。はなはだ意気がらんですね。
田畑 同志社の校歌はリズムは弱いし、歌詞が英語というのもまずいんですが、そのときは学生諸君は歌詞を知っておったんでしょう。それでまあ解決したようなもんでしょうね。

梅津 昭和二十年代というのは、いま西田さんのお話をお聞きしましても明らかのように、時代の背景自体が逆コースに至る道で非常に激動していたわけですが、同志社としては歴史始まって以来の社会的発言をした時代ではなかったかと思うんで

す。

田畑 そうですね。

梅津 新島先生の時代はキリスト教をもって発言していたわけですが、戦前戦後、現在を通じて、昭和二十年代ほど同志社大学が社会的なものにかかわっていった時代はなかったという感じがするんです。それは全体として、たとえば戦時下における非抵抗に対する反省というようなものが、昭和二十年代の同志社人のコンセンサスとしてあって戦後の発言につながったんじゃないか。それとも田畑先生をはじめとする諸先生方の自覚的なリーダーシップによるわけでしょうか。

田畑 反省してそのようになっていったというふうにも思えないですね。戦後二十五年ごろまでは学生の平和運動というのはないですね。当時の学生運動というのは治安問題とか大学の自治の問題なんかでした。

ところが、昭和二十一年の平和憲法に反して、昭和二十四年から五年・六年にかけて安保条約が問題になってきたでしょ。それが契機になったと思います。最初は学生運動の中には平和問題はあまり入ってなかったみたいですが。安保条約が二十六年にできて、二十七年に実施でしょう。その段階で俄然学生運動の中に平和の問題が入ってきたと思います。つまり安保体制に対する対決でしょうね。しかし学生が口火を切ったんじゃない

ですね。口火を切ったのは「平和問題談話会」であるとか懇談会であるとか、そういう先手の護憲運動です。これがいちばん早かったんじゃないかと思えますね。

西田 「討議会」ができたのは、昭和二十三年ですよ。

田畑 それがいちばん早いんですね。しかし安保ができてしまったら、もうやめましたね。そうでしょう。

西田 「平和問題談話会」はたしか、安保改定のあと解散ですね。

田畑 ところが、学生のほうは却って二十七年の段階から動いてきたわけでしょう。たまたまそのときに学長になったんです……。

最初は授業料問題がありまして、学内の学生運動をやっている学生諸君と対決したわけです。それが四月です。五月になって全学連の全国大会を京都でやるということで、同志社と立命館と京大をとおうということだったんです。ところが、どこも断ったというので対決状態になったわけです。

西田 だから会場の使用を拒否されたとき、彼らは同志社大と田畑先生に対して持っていたそれまでのイメージと違ったものを受け取ったというふうに言っていましたね。つまり先生が学長の同志社なら貸すだろうと……。

田畑 それはね、さきにも言いましたが、ぼく自身は貸すと

いう考えだったんですけれども、評議会で決まっちゃったでしょう。決まったらどうしようもない。学長はそれに従うほかにいんです。それから全学連の学生が、ずいぶん強い無礼な姿勢に出たもんだから、貸すに貸せんことになったと言ってもいいですね。

西田 なにしろ、火炎びん闘争の時代ですしね。

田畑 しかし、火炎びんは、彼らはそのときは使わなかったです。教場は結局ぼくの意地っ張りで貸さなかったようなものです。しかし、それは結果としてもよかったように思うんです。暴力的に使おうとしたもんだから。こちらは暴力は絶対反対でしょう。暴力を使わずに来れば、あるいは貸すようになっただかもしれませんね。暴力で無理に使おうとしたもんだから意地になったんです。ぼくがいちばん意地になったのかもしれないね。

西田 合法的な平和運動であれということを強調されてましたね。

破防法反対斗争

田畑 力で迫ってくると弱気になる人が多いですよ。貸さんと強硬に言っていた人が、逆になりますね、多くは。逆に、仕方がないから貸してやったらどうか、というんですよ。貸すか、

警察を呼ぶか、にしてほしい、というのが大塚先生の要求でした。それにはぼくはがまんができないんで、警察は絶対に呼ばないし、貸さんと言ったら貸さんというんで意地を張ったんです。あの学生の態度はずいぶんメチャでしたからね。無礼でもあるし……。「教育」の必要があったわけです。

貸さなかったんで却ってあとで学生諸君からは感謝の手紙をもらったりしました。ことに早稲田、慶応の諸君は、われわれ同志社当局のとった措置に対して感激したと言いましたね。力でもってじゅうりんしようとした、そのじゅうりに屈しなかったというわけで、彼らは非常に喜んだらしいです。それは早稲田、慶応だけではなかったと思います。また同志社の学生諸君もそうだったでしょう。それが五月。六月は破防法の反対運動です。学生も反対運動をやったわけですけども、教授団でもやったわけです。もちろんそういう運動をすることに反対の人もありました。しかし、連合教授会を開いて、そこで決議して行動したので、全学の支持をとってやったわけです。立命はそう積極的ではなかった。京大はもちろんそうでした。ところが同志社が先頭を切って立ち上ったもんですから、立命もついてくるし、京大も若干の教授がついてきましたね。

円山で反対演説会をやったんですが、末川さんはついに来ら

れなかった。そのとき末川さんは何故か非常に消極的でした。

西田 円山の演説会はこの主催なんですか。

田畑 それは三つの大学の有志の教授ということではなかったかと思えます。だから京大からも講師が出ていましたし、立命館からも、同志社からも竜大からも出ていました。司会の一人は岡本君でした。立命館は末川先生の代わりに前芝確三君が来られたんです。ですから、学長が積極的だった同志社が牛耳るようなことになってしまったんです。

梅津 そのころ教授会の規模はどのくらいだったんですか。

田畑 教授陣は強くはなかったですね。いまに比べてうんと少ないんです。何人くらいだったかよく覚えていませんけれどね。全体の教員数も法学部の教員数も覚えていません。しかし政治学関係で言えば、今井仙一君とか小松堅太郎さんとか岡本清一君などがいました。岡倉古志郎君はこの翌年に赴任されたんです。……全学連合教授会は明德館の一番教場でした。階段になっていましたが、いまはどうなっていますか……。明德館の下のいちばん端の……。

西田 いまでも階段教室です。

田畑 あそこでした。そこでは反対の意見もありました。けれども、ほとんどの方が賛成されて、やろうということになったんです。だから形としては同志社全学を挙げてという形にな

ったわけです。幸いそれは非常に評判がよかったですね。マスコミ、世間、宣教師諸君なんかでも評価したようです。『ライフ』の記者なんか来ておまして、何か評価するような記事を載つけたらしいですよ。同志社はこれで面目を一新したといえますか、同志社の評判を高めることになったようです。

全学連との対決の問題、破防法に対する断固たる反対。この両方で同志社ファンが層厚くできたような気がしますね。これが二十七年でしょう。この年に京都憲法教授懇談会というのができています。これは同志社の教授の皆さん、立命館の人たち、京大の人とも混じってつくったわけです。これが九月にできました。この二十七年は安保条約の発足した年です。そして保安隊ができています。警察予備隊ができたのがその前の二十五年です。安保ができたので、警察予備隊を切り替えて保安隊にしました。さらに保安隊が自衛隊に改組されたのが二十九年ですね。MSA軍事協定ができて、それを基にして自衛隊の発足ということになったわけです。

そして二十八年六月にルーズベルト大統領夫人が来日しました。これは再軍備の勧めに来たわけです。同志社でも講演しました。私は開会の言葉を述べて司会をしたわけですけれども、再軍備を勧める演説をやめてほしいということを紹介のときに言ったんです。それをあらかじめ英文でプリントして、ルーズ

ベルト夫人にもそれをわたしておいたんです。会場にも配っておいたんですがそれが非常に効果があったらしいです。結局彼女は再軍備の勧めをしなくなりました。再軍備は日本の問題である、然しソ連を非常に怖れる、従って再軍備の必要はあるけれども自分は勧めない、日本の皆さんが決める問題だということとで、西日本での彼女の講演は、そのような調子に変わりました。それまでは、東日本では、再軍備を大いに勧めてきたんですが、それからはそのように一変しました。軍需会社の株主じゃないかというようなこともティ・パーティーで言ったりしたんですがオーティス・ケリーさんは時間がなくて通訳をしなかったけれども、あとで武田さんなどに勧められてそうした趣旨の手紙も出しておきました。

西田 そのとき武田清子さんが来られたんですか。

田畑 ええ、武田さんと松本重治氏、この二人の方が同行されていました。そういう方たちが手紙をぜひ書くように勧めましてね。それで書いたんだと思います。ルーズベルト夫人は早速丁寧な返事を呉れました。

「平和問題談話会」のこと

西田 先生、「平和問題談話会」のことなんですが、このメンバーを見てみますと、共産党系の人ほとんどいない。ゼロ

と言ってもいいと思うんです。それと、鈴木大拙、津田左右吉などオールドリベラルやどちらかといえば保守的な傾向の人々も入っているんですね。

田畑 そういう方々が入ってましたね。

西田 会長は安倍能成さんで、天野貞祐氏もときどき出席しています。東京のほうでは安倍、天野貞祐、清水幾太郎、武田清子、鶴見和子、淡野安太郎、中野好夫、南博、宮城音弥、宮原誠一、和辻哲郎、それに磯田進。この方は法律の専攻ですか。

田畑 そうです。

西田 鵜飼信成、川島武宜、高木八尺、田中耕太郎氏らも入っているんです。蠟山政道、丸山真男、有沢広巳、大内兵衛、高島善哉、都留重人、矢内原忠雄、笠信太郎、脇村義太郎、蠟山芳郎氏。これらの方々は文科、法・政・経済関係です。近畿地方では田中美知太郎さんも入ってますね。重松俊明、野田又夫、新村猛、久野収、桑原武夫の各氏。法政のほうでは磯村哲、田畑茂二郎、岡本清一、末川博、田畑先生、恒藤恭、沼田稲次郎らの方々。当時沼田さんは京都におられたんですか。

田畑 そうですね。

西田 前芝確三、森義宣氏も入っていますね。近畿地方の経済部会では青山秀夫、島恭彦、豊崎稔、新庄博。新庄先生というのは……。

脇 神戸大学です。

西田 名和統一、福井孝治氏。この方はのちの大阪市大学長ですね。それからさっき言いました津田左右吉、鈴木大拙、羽仁五郎氏。こういうメンバーなんです。非常に広範ですね。

田畑 共産党系の人たちもいますね。ところが、安保ができたら大半が変わったり去ったりしていったわけです。

脇 しかし面白い時代ですね。

田畑 安保ですっかり変わりましたね。だから安保の前には永世中立論もあるんですね。

西田 あります。

田畑 そこで主張しているでしょう。

西田 ええ、永世中立を書いているんです。

田畑 ところが安保ができるともう言わなくなりますね。その時分は、私は永世中立ということの特にまだ言ってないんです。あとで、みなさんが言わなくなってから、私は逆に強調するようになった。

西田 ところで、「平和問題談話会」は、京都ではどなたがいちばん熱心だったんですか。

田畑 終始熱心だったのは恒藤先生だったように思うんです。ことにあとになってからとても熱心になられたですよ。末川先生も熱心でしたね。私なんかよく休んだけれども、恒藤恭先生

は皆出席ぐらいじゃないですか。それから松田道雄さんが熱心だったですね。

西田 そうするとそのお二人の先生でしょうか、六〇年安保に反対の声明文をお書きになったのは。

田畑 あれは東京の諸君でしょう。

西田 いえ、京都と東京と両方出てるんですよ、六〇年安保のときには。文章はかなり違いましたね。

田畑 そうすると恒藤恭先生かもしれません。

西田 東京のほうは長文の声明なんです。「東京平和問題談話会」は「安保改定問題についての声明」、「京都平和問題談話会」は恒藤先生の名前が署名欄のいちばん先に挙がっています、恒藤、末川、磯村、井上、岡本、桑原、島、新村、田畑、豊崎、名和統一、奈良本辰也、福井孝治、松井清、松田道雄、前芝確三となっています。

田畑 後期には、山下君が事務局長をしましてね、立命の。

西田 山下健次さんですね。

田畑 はい。ですから彼が草案を書いて、恒藤恭先生なんかごらんになったんじゃないですか。とにかく京都では恒藤恭先生が、とても熱心でしたよ。

西田 しかし偉い学者が国を憂えて国家の運命とか平和の間

題についてこういう非常に格調の高い声明を出して学生や青年層、ひいては労働組合の幹部などにも思想的な影響を与える。こういう平和運動の進め方というのは、安保のあとすっかり変わってしまったね。

田畑 そうですね、すっかり変わりました。南原さんは平和問題の初めは出ておられたんじゃないですか。

西田 いえ、全然ですよ。「平和問題討議会」から「談話会」の時代にかけてお名前が出てないんです。

田畑 ないですか。

西田 ありません。会長は安倍能成氏でした。南原先生の名前が挙がっていますのは、これは「平和問題談話会」と関係がないんですが、「科学者京都會議」声明です。これはラッセル・アインシュタイン声明を受けてなされた声明なんです。その「科学者京都會議」声明の中に南原先生の名前が出ています。

これは湯川秀樹、大仏次郎、平塚らいてう氏らがやっていた会ですね。ところで安倍能成さんが亡くなられたときに『世界』で吉野源三郎さんと丸山先生が「安倍先生をしのぶ」という対談をしておられるんです。その中に「平和問題談話会」の問題が出てきまして、東京ではいつも安倍さんが座長として定期的にきちっと来られるそうなんです。初めのころは熱心に大勢集まったらしいんですけど、だんだん会員の数が減りまして、最後

のほうになりますとポツポツとしか集まらない。しかもそれが非常に遅刻して来られる。それでも安倍さんは熱意を失わずにずっと続けておられた。安倍さんの存在を抜きにしては、東京における「平和問題談話会」があれほど長く続いたということは考えられないだろうという一節がありました。

内灘問題は昭和二十七、八年でしょうか、内灘闘争のあとから、東京の場合ですと清水幾太郎さんなんかは内灘闘争に打ち込んでいましたが、会員の中の意見とか思想の分裂が顕在化した。やはり内灘闘争の前後からそういう現象が目立ってきて、もともと個性の強い人たちが集まってできた会ですから、個々の点については意見の分裂もあったんでしょうけれども、それが安倍さんの学識と人格で一本にまとめることができたんですが、内灘の前後からさすがの安倍氏もうまく統べることができなくなって、会は衰退の方向に向かったんだというような座談の記事です。

安倍先生をよく知らないのですが、先生が総会なんかに出られまして何か印象に残ることがありましたでしょうか。

田畑 一種独特の威厳のある風采というほかには、特に印象に残ることはないですね。東京のほうでは実際はやはり大内さんが中心だったと思うんです。大内さんは非常に熱心でした。矢内原さんも熱心だったでしょう。矢内原さんはもともと熱心

なパシフィストですからね。安倍さんについてのそういう印象はしかしないですよ。それから鶴飼信成君や丸山君も熱心だったのでしょうか。

西田 「三度平和について」とか「安保改定問題についての声明」とか、長文の声明は丸山先生が書かれたようですね。

「民主主義科学者協会」

脇 あのころ研究者グループとして民科というのがありましたね。

田畑 ええ、民主主義科学者協会です。

脇 末川先生が初代の会長で。

田畑 そうですね。

脇 私が京都へ来たのは一九五〇年ですけども、来てすぐ例の朝鮮事変が起こりまして、それを追うようにしてあのころイールス事件というのが席捲せつけんしましたね。

田畑 そうそう。

脇 よう民科や大学院生会の招集がかかったのを覚えていません。

田畑 平和問題ではなくて、あの当時はそういう問題でしたね。

脇 そのころ民科の研究会というのは大変盛んでしてね。

田畑 あなたも入っておられたんですか。

脇 私も勧誘されました……。

田畑 私は入ってないですよ。

脇 そうですか。それはご立派ですよ。（笑）

田畑 いまは入っているようになってきているみたいですけど、会の集まりに出ていない。

西田 どうして断られたんですか。

田畑 民主主義でなくて「官主義」だという、ツムジまがりです。

西田 官僚的だということですか。

田畑 官主義科学者協会なんでぼくは入らんと言って、入らなかったんですよ。恒藤恭先生、滝川幸辰先生も入ってなかったでしょ。

脇 おそらく入っておられないと思いますね。しかしいつ

消えたのやら……。

田畑 京都はまだあるんですよ。

梅津 まだありますよ。

田畑 まだ会合をやってるんでしょう。

西田 社会科学系もやってますか。

田畑 法律部門はありますね。これは時々案内状をもらっています。

富沢 法律と歴史もあるんじゃないですか。京都だけじゃないですか、法律を除いたら。

田畑 あなた行ってらっしゃる？

富沢 いいえ、ぼくは行ってませんけど、何か小さい機関誌も出しているようです。ですから「京都」が付きます。

田畑 私はずっと出ないんです。ただ一度金沢で民科の学会がありましたね。それに出了ことがあります。そのときに出て入ったんだと思いますが、一度きりで、あとはもう行ってないんです。……日本科学者会議と日本民主法律家協会には入っています。しかし出席できないでいます。

「憲法問題研究会」の発足

田畑 ところで、昭和三十三年ですか、憲法問題研究会とこのうのができました。これは岸・池田の憲法改悪の憲法調査会に対抗してできたわけです。これも恒藤恭先生は熱心でしたね。

脇 双方で先生方の取り合いがあったわけですね。蠟山先生なんかは調査会のほうに入られたのですね。

田畑 「憲法問題研究会」は、東京では大内（兵衛）さんが非常に熱心でしたね。

西田 大内・我妻コンビですね。

学問・教育・平和運動

田畑 そうです。

脇 だからやっぱり政府のほうの憲法調査会に蠟山さんなんかが入られたんじゃないですか。

田畑 蠟山さん、宮沢さんが……。

脇 いや宮沢先生は入っておられないと思いますけど……。

田畑 入らなかったですかね。向こうでは宮沢さんはよほど取ろうとしたでしょうね。

西田 宮沢先生は入っておられないでしょ。

田畑 やはり入ってないのですかね。

田畑 昭和三十三年に政府は警職法をやるうとしていたですよ。これは政治学会で反対声明を出したんです。

西田 同志社で学会があったときじゃないですか。

田畑 同志社で政治学会の総会があったんです。蠟山さんとか辻清明君とかは、こういうものは学会でやるべきではないという意見でしたね。南原さんと恒藤先生は熱心でした。南原さんが理事長ですからできたんでしょう。これ一回だけでしょうね、政治学会でこういう決議をしたのは。あとはもうできなくなりましたね。警職法はそれが学会関係の反対の口火を切ったこともあって、ほかの学会などもついてきまして、これは成功しましたね、警職法を粉砕しましたからね。

それから三十六年に政暴法ですが、これも私たちは反対しま

同志社法学 三二巻一号 一二五（一二五）

して末川先生と私の編集で『政暴法』を三一書房から刊行したりしました。これもつぶすことができました。全国的な大きな反対運動が成功したのでしょうかね。

西田 時代は前後しますけれども、昭和二十八年の護憲連合、これには学者はあまり入らなかったんですか。

田畑 京都では最初は私だけです。東京では中村哲君とか高桑君もそうですよ。

西田 高桑純夫さんですか。

田畑 ええ。それから上代タノ女史。これは日本女子大の学長でした。しかし片山哲さん等政治家が多く、それから弁護士その他の文化人でしたね。元陸軍中将の遠藤三郎さん、元外相の有田八郎さん、元国務相の風見章さん、『もめん随筆』の森田たま女史、戦後最初にソ連入りをした参議院議員の高良とみさん等が熱心な会員でした。

脇 今から振りかえってみて戦争直後から二十年代の前半は、ある意味では知識人の黄金時代だったですね。

田畑 そうですね。

脇 政治的にも大活躍をしたし、文化的な啓蒙運動も大変盛んで、いろんなクラブ組織みたいなものができたんですね。京都ではどうだったんですか。インターカレッジの「平和問題談話会」なんかも、そういう役割を果たしていたんだと思

いますけれども。

田畑 京都ではさっき言いました京都憲法教授懇談会というのが二十七年にできました。もうこれは消えてしまっています。十数年続いたんじゃないかと思えます。それから戦前と違って学会がたくさんできましたね。京都だけのそういう研究会というものもずいぶんたくさんできたろうと思うんです。それから、それぞれの大学の研究会がありますね。

西田 憲法問題研究会というのは、会員が順次、報告する形で運営されたんでしょうか。例会は月一回ぐらい持っておられたんですか。

田畑 例会は、月一回ありました。年一、二回ぐらいは、東京との合同の会合もありました。

西田 桑原先生は入ってましたんですか。

田畑 桑原君は入ってましたね。名和君なんか熱心だったんですけど、あとでずっと曲がっていきましたね、奈良本君だとかも……。何か分裂状態になって消えてしまったような感じがします。

西田 それは一種の知的サロンみたいな感じがしますね。東西両方の「憲法問題研究会」を見ていまして、いろんな分野の学者が集まって、平和や憲法問題を中心に討論をするというふうですね。

田畑 平野さんのやっていた平和委員会というのが早くからあるでしょ。これは学界人中心じゃないですね。それから憲法会議というのも学界人に限られていない。だから学界人が……ということになりますと、岩波グループの一連の研究会です。

西田 そうですね。「平和問題談話会」と「憲法問題研究会」ですね。

田畑 いまはもう全然なくて、雲散霧消の状態です。ですが護憲連合はまあ社会党の片山グループです。ですから、末川先生、恒藤先生は最初は入ってないんです。あとで京都護憲には入っていただきました。猪木正道君もいっしょに護憲の講演会を持ったこともあります。また社会党時代の永末英一君が事務局長だったのですが、両君は今はまだで反対の立場になってしまいました。

西田 同志社に「平和に生きる会」というのがありましたね。

田畑 ありましたね。これはキリスト教関係の人たちがつくったんだと思います。篠田一人君とか笠原芳光君なんかがそうじゃないですか。

西田 全国的な組織があったんでしょうか。そして、その同志社支部になるんでしょうか。

田畑 全国的な大きな組織はなかったと思いますけれども、ほうほうにそういうものがあって、東京では堀豊彦さんとか平

山照次牧師とか……。北海道では北大の深瀬忠一君とか榎本栄次牧師とか、が多分そうですね。

西田 堀先生は「憲法問題研究会」に入ってもらったですか。

田畑 入っていません。「平和問題懇談会」にも入ってないですね。堀さんはもっぱらキリスト教関係の平和の会です。堀さんなどがやっておられたキリスト教の平和の会というのは多分いまもあるんでしょう。あるいは全国的にあったのかもしれない。

それから「キリスト新聞」というのがあるんですよ。これは賀川さんが始めた新聞ですが、いまは武藤富雄という明治学院の院長であった方がずっとやっています。武藤さんは護憲運動・平和運動には実に熱心です。「キリスト新聞」には毎号憲法擁護・再軍備反対というスローガンを掲げてますからね。

戦後日本の進歩的陣営の多極化現象

脇 清水さんが最近、戦後の自叙伝を出しておられますけれども、ちょっと引っかけますね……。自分がかつて歩んだ道がもしも間違っているんだとするならば、まず自己批判があって、われ誤り、ああいう道は歩んでほしくないと言うのが、責任ある知識人の後輩に対する態度だと思っんですが、逆に相手にツバをかけるみたいな内容ですからね。

田畑 彼は何かよほど変わったらしいですね。(笑)

脇 せめて、時事評論から一切手をひいて、黙っておられればいいものと思うんです。

田畑 安保条約ができて、その安保体制に結局みんな押し流されてしまったという感じが強いですね。体制ができたらしいだというわけですかねえ。だから既成のそういう事実を認めちゃってしまっているみたいでね。なぜ認めてしまっているのか実はよくわからないのですが。むしろ反対に徹底すべきだと私は思うんです。それがあるやしませんね。安保ができ固定してとにかく安保反対ということをや余り言わなくなった。安保条約の結果できた自衛隊法・防衛庁設置法等々有事立法体制はすでにできています。それを認めてしまっている人が多いみたいですね。もっとひどくなるのを心配するだけというような弱い態度になってしまっています。社会党でも共産党でもそうやってしまっているみたいですね。原点まで帰って安保をやめてしまうというような考え方が、稀薄になってしまっている。これではもうどうしようもないような感じがするんです。

学生運動はいつごろから分裂を始めたんですかねえ。いまはどうなっていますか。

西田 大分裂は六〇年安保のあとでしょう。

梅津 いや大分裂は六〇年安保の前でしょうね。

田畑 そうすると三十二、三年ごろかな。

梅津 そうでしょうね。それからです、分かれてきたのは。

私が入学したのは同志社の学友会がひっくり返った翌年か翌々年くらいです。昭和三十五年です。ですから共産党員がまだ教室にずっといるわけです。昔の至誠館の裏に学生会館がありました。あそこに鳥の巣のようなボックスがダァッとありまして、Jの何百何番とか全部「赤旗」の購読番号が書いてあるんです。田舎出の学生としてはちょっとショックでした。あとで聞いた上級生の話しによりますと、まだそのころは共産党本部の学対なんかがうろろろしている時代で、むしろ学友会の中央委員なんか逃げるようにしていたと言っています。つまり昨日まで黨員だったのがひっくり返って……だからまだ全然自信がないというところでしたね。

脇 その前が火災びん闘争のころかな。

田畑 火災びんは二十年代でしょうね。

脇 二十八、九年ごろですね。

田畑 社会党の第一次の分裂(左派と右派)がその前年でしょう。構造改革論というのが出たのはいつごろですか。

梅津 政治的には一九六一年ですね。

西田 安保のあとですよ。

梅津 いやその前から例の合同出版からトリアッチなどの本

が『構造的改良』という翻訳で出ていました。また津田道夫なども『現状分析』という雑誌を出し構造改革論をややアカデミックにマルクス主義国家論として紹介しておりました。成田知己がそれを政治的に取り上げまして、それが六一年の……。

田畑 五九年の民社党の発足離脱が構造改革論に道を拓いた……。

梅津 その辺は解釈がむずかしいですが……。

田畑 江田三郎さんとかね。しかし成田君はすこし後になって平和革命論になりましたね。鈴木茂三郎さんのアドヴァイスがあったのでしょう。

梅津 ええ。それで六一年にもすごい争点になったんです。ただ、五〇年代の終わりから六〇年代にかけて『構造的改良』のファンというのは地下水みたいにあったようです。

田畑 学生運動にも非常に影響しているでしょ。

梅津 ありましたね。津田さんの考えというのは、ぼくもだいぶ影響を受けたですね。

田畑 あれで社会党は弱くなりましたね。

梅津 ええ、六一・二年ごろから、それを佐々木委員長が認めるか認めないかで……。構造改革は戦略でなくて戦術だというような妥協でもって採用したわけですから。

田畑 妥協主義になって闘争的でなくなっただですね。総評な

学問・教育・平和運動

んかもそうですね。それまで大阪の総評の講演会とか演説会にぼくはよく行ったんですよ。太田薫氏といっしょの時もありました。そのころは非常に闘争的でしたね。あれが出てからすっかりダメになりました。太田氏も同様です。組合が妥協主義になった。断然妥協的になって、闘争をしようとしな。そして社会党の分裂はひどくなってきて議席も減るし、そういう沈滞状態がなお続いているような感じがしますね。

西田 松下圭一氏なんかの大衆社会論争がやっぱり三十年代の初めじゃないですか。

梅津 そうです。五〇年代のいちばん最後です。

西田 だから構造改革よりも前ですね。

梅津 ええ、政治的に構造改革論になるよりも前ですね。西田さんよくご存知ですけど、松下氏の論文が出たらみんなでそれを持って回って……。

田畑 それはちょっとあとでしょ。

西田 五七、八年です。安保の前です。

梅津 最初にでたのは雑誌『思想』にのった「大衆国家の成立とその問題性」という論文です。五六年ぐらいだと思えます。

田畑 あれは構造改革的でしょ。

脇 そうでしょうね、トリアッチの影響を受けたかどうか

同志社法学 三三卷一号 一二九（一二九）

は知りませんが、かなりぼくはつながりがあると思いますね。

田畑 田口富久治君もやはりそうですか。

梅津 あの人は、あのころは全然違います。

脇 彼はまだアメリカ政治学時代ですから。

田畑 どうも今でもマルキシズムではないですね。

梅津 初めは全然違うんじゃないでしょうかね。

田畑 いいところはあるんだけど、何か本質を把んでいないみたいですね。

脇 ぼくは両君とも個人的にはわりあいよく知っているんです。変化と言おうか、やっぱり戦後史も随分長いんだなあとつくづく思いますね。（笑）

梅津 昭和二十年ぐらいから三十五年くらいまでの十五年くらいが知識人の一つの区切りといえますか、第二次安保以後は相当タイプが変わってきていますね。

田畑 東大の渡辺洋三君の『三つの憲法』というのはいつごろですか。あなたも、あの影響を受けましたか。

梅津 大学に入学した年岩波新書で『法』というものの考え方、あれは三回も読んだ記憶があります。例の警職法の解釈とか、メーデー事件で行政法は実際どういうふうに介入するかとか、ぼくは大変興奮して読んだ記憶があります。

田畑 まさに天下を風びしたような感じがありましたね。あ

れに私は三度ばかり反ばくしたんですよ。一度は立命館の学生新聞で、二度目は「同志社法学」です。渡辺君はそれに参ちまったようです。それからもう言わなくなりました。私はその時恒藤恭先生に激賞されて驚きました。私のが出まして、それにつれて小林直樹君などほかの人も反ばくしたようですね。渡辺君はとにかく参ったようです。三つの憲法ということとを言うのは実におかしいですもんね。

梅津 それはだいぶあとです。

田畑 あとになりますか。

脇 三つの憲法って何ですか。

田畑 憲法は三つあると言うんですよ。イデオロギーとしての憲法と法源としての憲法と制度としての憲法があって、皆違うと言うわけです。そんなおかしなことないですからね。弁証法のとんでもない誤解だという印象を受けました。

梅津 あれはたしかだいぶあとだと思いますね。

田畑 憲法は明らかに制度でもあり、法源でもあり、イデオロギーでもあるわけですよ。一緒なんです。それをバラバラにくずしちゃって三つあると言って、日本国憲法というのは法源としての憲法にすぎないと言うんです。結局、安保体制が憲法だということになってしまいうわけですよ。それに学生諸君が飛びついたというのがぼくはわからないですよ。

梅津 それはだいたいあとです。

田畑 あなたのあとですか。

梅津 ええ、だいたいあとです。ぼくらのときは『法社会学と法解釈学』、『法というものの考え方』です。

田畑 その中にも入ってるんじゃないですか、その三つの憲法論が。

梅津 入ってなかったと思います。ぼくは思い出せません。

西田 解釈法学に対する飽き足りなさというのは学生の中に絶えずありますね。初期の渡辺さんの著作が学生に影響を与えたというのは、もう少し歴史的な視野といえますか、動態的（ダイナミック）に法を把握してこういう方法論が受けたんではないでしょうか。

だから必ずしも個々の渡辺学説が当時の学生に浸透したというよりも、方法論の違い、つまり概念法学とは違った法社会学的な見方に対する学生たちの「憧れ」があって、そういう学生の欲求を渡辺さんの著作がうまくみたすような役割を演じたんじゃないかと思うんですけどね。

田畑 非常に誤解した弁証法を持ってきて煙に捲いたんだろうと思うんですが、とにかく学生と学生運動を大きく誤らせたことは事実ですよ。

西田 「三つの憲法」というのは昭和四十年代の初期です

ね。

田畑 私が反駁したのは、昭和三十八・九年でした。ですから「六十年安保」後から四十年につづいているんです。十何年前、学園紛争の少し前ですね。学生運動の誤導理論の一つだったことは確かです。

ところで私はだいたい法律ぎらいなんです。しかしやらなきゃしょうがないということになったわけです。だから学生時代は何もやってないんですが、教授会で憲法をやれということになってからです。私の憲法論は概念法学と間違えられているようだけれども、実は政治学・社会学の前提があるんで、概念法学ではないんです。しかし、そう見えるところがあるでしょう。

西田 あります、あります。（笑）

田畑 然し、そうではなくて、法を厳格に解釈する、然し法を大きく超えるべきだと言う考え方なんですけどね。法論と政論を区別して言っているのですよ。ですから、法解釈の点では一見概念法学と同型になるわけです。それだけを見て概念法学と見るんでしょね。

西田 先生には両方混在しているではありませんか。概念法学としての要素と……。

田畑 私はね、法の発展・政治の発展・社会の発展を大きく

グローヴァルに考えているんです。その上に立っての厳格な解釈。これは概念法学ではないのです。概念法学には発展論が必ず脱落しているのですから。

西田 発展論といえば例の改正論がありますね。

田畑 改正論もそうですが、それも発展論が基になっているんです。法制史のコンラード教授（ボン大学）が私の改正改悪峻別論に共鳴したのはそのためでしょう。

大学自治と学生自治について

西田 ここで話題を少々変えてやはりどうしても問題にしたのは、先生の大学自治論と私立大学論なんですが。

田畑 私の大学についての考えですが、あなたが言ってくださったように、実は戦前から書いてるんです。が、昭和四十五年に出版の『現代大学論』にまとめています。この序文の所ですが、「大学改革について」という暫定的試案を学園紛争のさなかに「永世中立」の号外として出したものなんです。簡単ですがね、ここにだいたいのことを言っているんです。大学自治の徹底という考え、これが基になっているわけです。つまり教授会自治と学生自治、この二つの徹底ということ。……この出版のときに恒藤武二君と文学部の吉川哲太郎教授が評価してくれました。

西田 その学生自治の徹底と言う場合、どこまで学生自治を許すのかという程度の問題があると思うんです。

田畑 学友会の経営は教授がタッチしないで、学生だけで完全にやっていくべきものだという考え方が一つです。学友会が学生自治の一つの中心ですから。……いまでも教授が顧問になっていきますか。

梅津 学生部長と各学部長です。学友会は学生部長です。

田畑 各学部の自治会は学部長が顧問ですか。

西田 そうです。

田畑 全体は？

西田 学生部長です。

田畑 いろんなクラブとか部があるでしょう。

西田 あれも先生方が顧問になっていきますよ。

田畑 戦前は教授が部長だったですね。いまは部長は学生でしょ。その点は一歩進んでいるんだと思います。戦前は、制度としては大学自治はないですね。すべて「制度運用」的な自治ですね。戦後は制度として、憲法で自治を認めているわけですから、そこで学友会の場合もそういうふうになってきたんだろうと思うんですが、もうひとつ徹底して、顧問なんかいらんのではないか、学生だけでいいんじゃないかという気がします。一方の柱は教授会自治でしょ。これも自治徹底であって、そ

れに学生が参加しようというような要求や案が紛争当時に取りましたが、あなたはどんな意見でしたか。教授会に学生が参加するのがいいという考えでしたか。

梅津 いや、それは反対です。

田畑 学生のころから？

梅津 ええ、学生のころからです。

田畑 学生の中にはそういう考えがあったわけでしょ。

梅津 いや、ぼくらのころはなかったですね。陳情には伺いましたけど、教授会を学生に公開しろというような考え方、アイデア、思想は学生の中には全然なかったですね、私たちの時代には。

田畑 公開ではなくて学生が教授会に参加すべきだという要請が若干の大学にあったのですが……。

梅津 それは全然なかったです。

田畑 学生紛争の中で出た大学論の中にはそういうのがかなりありましたが、同志社にはなかったのですかね。

脇 現に立教の法学部はやっています。やっていますけど、学生の方が来ません。

田畑 あれは間違いだと思っんです。

梅津 それはおそろしくごく最近の話です。

田畑 四十四・五年の紛争のころからそういうのがあったの

ですが、しかし、参加はいけないが、公開はいいと私は思うんですよ。

西田 その場合、問題を限定されるんでしょう。たとえばカリキュラムであるとか、学生のインタレストに密接な問題に限って学生に意見を言わせるというようなように。

田畑 そうです。そういう限定は必要でしょうね。ただ原則ということになると、私は会議は公開にすべきであるという原則論は持っているんですが、問題によるということは考えますね。

西田 だからいかなる形にせよメンバーとして教授会に参加するということは……。

田畑 それは絶対にいけない。

西田 それとは別問題ですね。

田畑 別問題です。問題によっては、たとえばカリキュラムであるとか、特殊講義の設定等々については学生の意見を聞く。そのために教授会を公開する。しかし、何らかのメンバーとして入ることとは、それは全然意味が違いますからね。

それは私の考えには、メンバーとしては断じていけない、しかし傍聴はかまわんという気持があるんです。この考えには賛成者は極めてすくないでしょう。百年か二百年ぐらい早すぎる意見でしょう。理想であり空想でしょうね。

梅津 大学自治という場合には、もちろん学生自治との問題もありますが、そもそもは国家権力との関係ですね、戦前から戦後を通じて。先生のおっしゃる大学自治論も基本的にはそこに強調点が置かれているわけですね。

戦前あるいは戦後の国家権力と大学との緊張関係という構造は、いまの大学の中には非常に少ないと思うんです。しかし、戦前のような形ではなくても、何か別の形があるんではあるまいか。たとえばこういう事がいえると思います。それはよく言われるように地方財政、地方行政などにしても、現在依然として中央集権的で三割自治です。地方の開発なんかに関して、財政上のサポートをする代わりに、国がいいように地方を恣意的に動かしてしまう。しかしそういうものに対しては、抵抗の方法がないわけではない。たとえば市民運動みたいな形でアンチテーゼをだすことができる。ところが、問題が大学の場につり文部省の設置基準とか私立大学に対する助成というようなことになるとうる大学人はこれに対する抵抗の意識も方法もたない。ことに現在の私立大学はそれに対して全然疑問を提示しない。設置基準も疑わないし、国庫助成にしても、ある意味で“物取り”になっちゃっているわけですね。それはちょうど保守系の地方自治体が中央に直結する首長を選んで、中央政府から“物取り”的に財政をもらってよしとするのと原理的にまっ

たく同じなのです。政治の場で保守系の知事や市長を批判することは簡単だけれど、いざ大学の問題となると問題意識がそこまですらいっていないというのが現状なのです。

先生にお聞きすることは違うんですけれども、二十年代から三十五年までの大学知識人のかかわった問題、権力との関係の緊張感というものを考えると、やはり今日的な形で何か考えないといかんのではあるまいかということをちょっと考えるわけです。大学人が大学の問題を議論しないと言うのはやはり残念です。

田畑 六八―九年当時の学生の運動というのは大学改革ではなかったですね。

西田 大学解体です。

田畑 大学はやめてしまえというようなアナキーな運動でしたね。これはその結果ではないですか。実りが無いわけですよ。それが済んだらもうおしまいなんで、大学について考えようとしてもしない。改革をしようとしてもしない。旧態依然あるいはむしろ逆行的になってくるところもあるんじゃないですか。筑波大学ができたり、あるいは筑波大学と同じような傾向がいろんな大学にできている。自治主義がなくて管理主義的になっている。文部省の思うままに大学が運営されるようなことになってしまっているんじゃないかと思うんです。外から見ているんで

よくわからんですけれども、全体においてそういうことが言えるでしょうね。いや、もっとひどい管理主義のところもあるみたいですね。

西田 教授会自治と学生自治という車の両輪でもって機能されるべき大学自治というお考えの根底には、二つの意味合いにおける官僚主義あるいは官治主義に対する先生のプロテストの姿勢があると思うんです。一つは文部省による全国の大学の中央集権的な管理に対する反対。もう一つは同志社も大きくなってくるとどうしても機械的に流れて、官僚的な風潮が出てくる、という学内における官僚主義的傾向に対する反対。その両方の官治主義あるいは官僚主義的な気風をなくしていくために、教授会自治と学生自治を車の両輪とした大学自治を考えていらっしゃる。私はそういうふうに思うんです。

田畑 いまの大学の実情を知りませんが、学長が文部省等に対して属僚的になってきているということはありませんか。私学の場合も、国立大学の場合も。しかし各大学もそして各学長が文部省以上の存在でなきゃならんと思うんです。ところがそうでなくなって、完全に文部省の管理下、支配下に置かれてしまっているというような感じがするわけです。

梅津 大学が社会的に主張すべきものを失っている。たとえばキリスト教の精神に基づいて自分たちは創造的な教育をする

という場合に、しばしば国家権力の意向に抵触する。そのときに初めて大学の自治、つまりわれわれの自立性、われわれの尊厳というものを訴えるんだと思うんです。国家権力の意向に抵触した場合に初めて大学の自治というもの、干渉されずに自由な創造的教育をするということを実感してくるんじゃないかと思うんです。ではそういうものが今日あるかというと、これは同志社だけでなく、どこの大学でも、自ら主張すべきレーゾン・デートルが稀薄です。同志社大学でも慶応でも立命でも、全部平準化して同じである。

だからおそらく大学の自治という、そういう痛烈な意識がどこからも起こってこないのではないかというような気がするんです。

学長の資格

田畑 制度どおりにさえ大学の自治が現実の問題としてはなという状態ですね。しかし、制度以上であってしかるべきだと思っんです。これが概念法学的と違うところなんですよ。制度以上でなきゃならんと思うんですがね、制度どおりでさえもない。それは一つは学長に問題があるということはありませんか、多くの大学の学長に。

西田 先生の大学論の一つの特徴は、学長に対する期待の大

きさという問題があると思うんです。学長にたいしてずいぶん高い基準といますか、期待を持っておられるのであって、学識・道徳的英知、視野の広さということをおっしゃるわけです。勇氣、学生愛、大学自治の尊重。こういう属性を学長たる者は持たなければならぬとおっしゃるんです。しかし、今日、大学の学長は、それほどくわしく見渡したわけでもないんですが、多くは無難な能吏型になってきています……。〔笑〕

田畑 能吏もすくない。

西田 現実の問題として、カリスマ的といえますか、輿望を荷ったグレート・パースンが学長に就任しなくなっている。あの程度の行政手腕は持つておられるんでしょうけれど。

さきほど梅津さんの意見を聞いていて私、感じたんですが、いい悪いは別として、かつての日本の大学は、聖域イメージがありましたね。つまり警察は学内に立ち入ってはいけないという認識。大学紛争までは、われわれは機動隊がキャンパスに入ることに對して非常に神経質でしたね。しかし、大学紛争のあつこの問題に對するわれわれの考え方が大巾に変わった。警官に頼つて事態を解決した方が手っとりばやくていいじゃないか、と。私自身はこのような警察アレルギーの後退には批判的です。

確かに大学のメンバーの手に負えないような、スケールの大きい暴力があつた大学紛争当時がありましたけれど。ですから先

生が学長の時代のように、一対不特定多数が正面衝突した場合、学長の個人的な熱意ではたしてその場を打開できるかどうか、率直に言つて難しいような規模と性質の暴力が現在、ありますね。

田畑 一対不特定多数の一は、単に一ではないんですね。うんと大きい一です。また大きくあらねばならないと思うんですよ。ところがその大きさを失っているか、捨て去っているように思いますね。

西田 私の申し上げたいのは、警察が学内に入つてくることに對する教職員の鈍感さなんです。

田畑 小さく一だと思ひすぎているんじゃないですか。単なる一じゃないのに、一あるいは一以下だと思つてしまつていくつことがありませんか。そんなものじゃないと思うんですよ。機動隊なんか入れなくなつたつて対決は有利なんだし、どのような紛争のときでも、対話は十分にできるし、解決はできるということなんです。私の経験だけでなく、それを証明している若干例が他にもあると思うんです。

脇 あの時も同志社では七人の先生方が反対声明をお出しになりましたね。

田畑 ああ吉川哲太郎君とか、高橋虔君とか、といっしょに

機動隊導入反対の声明を出したことがあります。そのことですか。

脇 ぼくも誘われましたが、当時の私は評議員として身がけがれていましたからお断りしました。(笑)

田畑 いやいや、あなたのおっしゃったのはよく覚えていません。

脇 ぼくも先生のおっしゃることよくわかるんです。ほんとに筋が通っていますからね。ただ、私自身はあのときほんとに満身創痍、傷だらけでして、手は汚れている。反対声明はピュア・ハンドの先生方だけでおやりにならなきゃいかんと思つて……。

それからもう一つ私は、ああいう声明に署名する場合に、それが貫徹されなかった場合に、そのあとどうするかという責任が伴うと思うんです。田畑先生の場合はいつも一貫して、いって、ちゃんと責任をおとりになるんだけど、大学教授というのは大体弱虫でしてね。あの時点での学内のいろんな動きを見ていなくても、とにかく当面やんちゃ学生の目から逃れて標的にならないで済めばよい……みたいなええかっこしいが出てくる。先生のように個人の名前を出して堂々と反対するのではなくて誰がメンバーで誰が責任者なのやらわからん、ぬえ的・覆面集団が横行した。しかも済めばまたズルズルッと……原隊復帰で

しょう。片や手も汚れているし、私はとっても最終的責任はとれないと思つてお断りしたのを覚えてます。(笑)

田畑 あなたのご意見を聞いてなるほど思ひましてね。ですから若い方は誘わなかったんです。老人ばかりに限定したんです。しかし、それも学長がその意見を聞かなければどうしようもないんです。

それはほかの教授には紛争の解決なんて無理なんです。これができるのは学長だけです。結局は学長が体を張る以外にないんです。だれがどう言おうと、学長ががんばって学生と話し合つて解決すべきであるし、それは必ずできる筈だと思つんです。ところができる人とできん人があるんですね。体質的にできない人がないんで警察を呼ぶ以外にないんであって、それだつたらさっさと早く呼んだらいいんです。(笑) それをぐずぐずしているのがいけないんです。そうでしょ。滝川さんはすぐ呼ぶんです。またすぐ来ますからね。ところが他の大学はそうじゃないでしょ。東大の加藤一郎君の場合も結局呼びましたね。然し先任の大河内学長がぐずぐずして措置を誤ったあとですから大変だったでしょう。しまいになってから呼ぶわけですから、大学は大変な被害を受けてしまった。ですから鮮やかに自治的に解決するか、呼ぶか、どっちかだと思つんですよ。

脇 いや私も教員としまして、ぐずのほうに加担していても

んですから……。 (笑)

田畑 いや、無権限の教授や評議員ではどうしようもないんです。評議員や学部長や一般の教授に迷惑をかけることも間違っているんであって、学生部長もどうしようもないんです。全部の責任と権限を持っているのは学長ですから、学長自身が体を張ってやる以外にないんです。やれば必ずできます。そうむつかしいことではないんですよ。

脇 ところがそれが仲々難かしいのです。 (笑)

田畑 遠藤（汪吉）君のときにできたことですよ。しかし何もしなかった。最後に、山本（浩三）君になって呼んだわけです。呼んで解決したんです。山本君は学内世論に従ってドロをかぶったんです。だからその前の段階で、もっと早目にさっと呼んでさっと済ますとか、そのほかいろんな手の打ちようがありますよ。それができる筈なのに、やろうとしないから、できなかった。体を張って話し合って必ず解決できますよ。どんな学生もわからず屋ではないんです。

二十年代の初めの段階と違うと言いますがね、ぼくは違わないと思うんです。誠意と智慧をもって話したら、学生は必ずよくわかります。第一に学生を信頼することです。逃げてはいけません。意見が違ったって、イデオロギーが違ったって。必ずわかります。

さっき言われたように、全学連の諸君が教場を貸さんのので、私をけしからんと思ったというわけですよ。それでも、話し合いたいというよりも、十分たらずのスピーチで理解してくれたものね。学生の無理を聞くべしという声と、警察を呼んでほしいという声が相当に強くあったのですがね、断じて呼ばなかった。学生の無理も聞かなかつた。それは、可能なことを可能にしただけなんです。

西田 あのと、だから二年後の全学連大会に先生を呼んできますね、学生たちが。

田畑 そうなんですよ。

西田 先生にアピールをくれるようにと言ってきてましたね。

田畑 そうなんです。それはわかりますからね。

西田 ただ、さっきのことと矛盾しないと思うんですけれど、学生と教師は、一対一で虚心坦懐、誠実に話し合えば確かに通ずると思います。しかし大学紛争当時のあの異常な雰囲気の下では、やはり昭和二十年代の初期とは違った学生の大学観・教師観が支配していたと思うんです。教師は犯罪者集団であるとか、何とか、それには無責任な評論家の影響もずいぶんあったと思います。ですから、話し合うには話し合う条件の設定とかタイミングの問題があったと思いますね。

田畑 しかし見事に解決した大学もありましたね。それから同志社の場合でも、あの段階で教授団と学生との団交の手だてであります。話していると必ず何か変わってくるんですね。ところが一教授ではどうしようもないのです。学部長ではどうしようもないんです。理事会との団交がありましたね。あのとき出たんですけど、学生は授業料値上げ反対でしょ。「値上げ反対」というようなケチなこと言うな。値下げ運動をやったかどうか。それだったらぼくも一緒になってやるから」と言ったことがあるんですが、集っていた学生の空気がすっと何か変わってきましたね。学生の顔色を見てよくわかるんですよ。だけど、それ以上は、権限のない一教授ではどうしようもないんです。あるいは一理事ではどうしようもないんです。権限をもった理事長ないし総長なり学長であれば必ずやれるんです。また、やらなきゃならんです。

梅津 しかし、なかなかいい指導者というのは見られませんね、現状では。隠れた人材はいるんでしょうけれども。

田畑 それぞれ流儀が違いますからね。警察を呼ぶなら呼ぶでべきと呼ぶ、それも次善ながら、いいんです。学校や学生や教授に被害がないうちに、呼んだらいいんです。それならば、被害と荒廃がすくなくて済みます。呼ばんなら呼ばんで、徹底して呼ばずに解決をすればいいんで、解決ができんという

ことは絶対にはないのです。どんな場合だって。それは学生を恐れずまた学生を信じることです。というふうに思うんですがね。

脇 ほんとは信じたいんですがね……。

田畑 あなたはそのとき住谷さんではやれないとおっしゃったです。それでぼくはそれはそうだなと思ったんですよ。(笑)

西田 先生は総長団交を唱えられたんでしょ。総長団交をやられとおっしゃってましたね。

田畑 ええ。

西田 つまり学長がいなかったときですから。

田畑 そうそう。学長は代行でぐずぐずしている時ですから、総長が学長に代わってやるべきなんです。自らやらないなら、一時的にやれる人に権限を附与すべきなんですよ。

脇 当然そうなんです。この大学の場合はたまたまですけど学長のほかに総長がいるわけで、総長というのは文字どおり同志社学園全体のシンボルですからね。

田畑 そういうときにそのように行動しないなら総長存在の意味がない。総長は逸早く非常の体制をつくるべきなんです。またそれは、容易にできることなんです。そうした発言もしていたんですがね。

脇 とところが同志社には、大学だけの問題だから総長には関係ないみたいな相互不干涉主義のようなものがある。実際、

同志社総長には権限は何もない裸の王様みたいな面もある。しかし、ああいう場合にこそ総長は出るべきで、そうでないと総長のレーゾン・デートルがなくなるんだということを相当言った覚えがありますよ。

田畑 自分はいやだが、然しやはり機動隊を呼びたいと思っておられたんではないか、そういうところをあなたは見抜いておられたんではないかと思いました。

脇 いやいや、属僚でして……。 (笑) しかし、あのころ先生だったら最後になすったと思いますね。但し先生の期待どおりに行ったかどうかは別問題ですけど。

田畑 あなたは属僚じゃないですよ。それは別として、もちろん機動隊を呼ばずに、早期に解決できるという自信がぼくにはありますね。しかしそれは学長なり総長でないときできるものではないんです。また、その義務が責任者にはあるわけでしょう。ほかの教授方や職員や学生には絶対に迷惑をかけてはいかんとします。あるいは学部長にもその他の部長にも迷惑をかけてはいかんとしますね。

脇 しかしあの紛争は私自身の教師生活の中でいちばん教えられました。封鎖学生に教えられたという意味ではありませぬけれど。要するにあの運動というのは、基本的に甘えん坊学生の運動でして、覆面集団として暴れまくるだけで、素顔を公

衆の前にさらして個人の名前を出して単独で自己主張するところがあるかないかです。甘えん坊だからグループの中に逃避する。しかもグループで何をするかというと、手しか出さぬ。口を使って議論しようとしなない。どうみても強虫の運動ではない。

学園こそ、教師の側も学生の側も、オレ、ワタシという主語をちゃんと付けて、一人ひとりの人間が自由に発言し、互いに尊重するという現代社会に珍しい「個人」主義の聖域であるべきだと思ふのです。ところが学生のほうもそういう意味においてオレ、ワタシがない匿名の覆面集団への逃避ですし、片や教師のほうもこれまたワタシ、オレがなくて、お互いに弱虫同士のいじましい戦争ゴッコだったわけですね。しかし、学生を批判する前に、せめて教師だけは勇を鼓し、一人ひとり自分の意見を持ってオレの意見というものをぶっつけ合うべきです。それがないと、学問の自由も大学の自治も成り立たんと思うんです。「個人」主義がない所に学問の自由なんてありえないし、教授会自治も有名無実になってしまう。

大学長選挙と学生参加

田畑 やはりあなたもいま言われたように、学長の責任というの是最も大きいのですから、その選挙には学生が参加すべき

だと思ふんですよ。これは異論のある方が多いと思いますがね、同じ一票を認めるわけですから結局学生の意思で決まっちゃうんだけれども。いまのは何十分の一になるわけでしょ。

西田 二〇〇分の一位じゃないかと思ひます。

田畑 それならむしろやらんほうがいいと思ふんです。むしろ任命制のほうがいいんじゃないかと思ふぐらいですね。

西田 現行の学長選挙規定はいろいろの点で非常に不備だと思いますね。

田畑 同志社の不平等選挙制は最悪です。

西田 参考までに一橋大学の学長選挙規則というのを調べてみたんですけども、あそこは、学生も選挙に参加できるんですが、学生にはヴィートウの権利があるんです。

田畑 龍大もそうですね、いまは。

西田 そして各学部、研究所から数名ずつ学長候補推薦委員会の委員を選び、十数名の代表が集まって学長候補推薦委員会を開きまして、そこで三人以下の候補者を選んで、それを学生に投票させるんです。学生のほうから過半数以上の否が出た場合は、その候補者のリストから外されるわけです。

同志社はそういう推薦委員会もありませんし、もちろん立候補制度も採用していませんが、実際は舞台裏で一部のだけかが動いて決まるわけですよ。だから非常に不明朗な面があるわけ

です。そういう推薦委員会みたいなものができれば、その場でオープンに、誰が学長として適任であろうかという議論もできますね。その上で三人について学生の信任を問うわけですから、ぼくはそのほうがまだいいと思ふんです。いまの学生は、どの人学長に向いているかどうかよく知りませんから。だいいち、学長選挙それ自体にかれらは積極的な関心をもっていません。

田畑 全くわからんでしょうかね。

西田 学生たちは教員のことをよく知らないでしょう。だって選挙管理委員会の学生に対する情宣活動すらまことに不十分ですよ。ほんとうに中途半端なんですから。

田畑 ヴィートウ制はどこでやっていますか。

西田 よく知りませんがその方式は一橋大学と東京都立大学などで採用しているようです。

田畑 しかしそれは拒否された方は非常にいやなんじゃないですか。あの方式はよくないような気がしますね。龍大は選挙で決めてしまったあとと学生のヴィートウをやるんですが、拒否されるとまたやり直しをやらなきゃならんでしょう。そしてその人自身は非常に傷つくんじゃないですか。それは残酷だという気がするんです。較べてみると立命館の方式がましじゃないかと思ふんです。あれは間接選挙ですけどね。教授と学生と事務職員と校友も入るようですけれども、わりあい教授が多くて、

その次が学生のようなです。本当は、完全に一票を行使できると
いうのがいいと私は思うんですが、どこもやってませんね。

西田 それは割合も考慮しないんですか。

田畑 ええ、割合は考えないんです。だから学生の意思によ
って決まるわけですが、それでいいんじゃないかと割りきって
思うんですよ。それから、案外に教授の考えと一致するように
も思うんです。

西田 その場合、学生が学長選挙にどの程度の関心を持って
いるかという関心度によると思いますね。実際、いまの学生は
ほとんど関心を持っていないと思いますよ。したがって誰が適
任者かということはわからない。それだったら、いろいろ問題
はありましようけれど、ヴィートウのような形で出せば、学生
に対して具体性をもって問題を提起することになりますね。

田畑 ヴィートウの場合にはこれがわかるわけですか。

西田 同志社の場合には七百人ぐらい教職員がいるわけですよ。
その中で、二〇〇分の一の権限があるから投票するようにす
めるよりも、三人なら三人の候補者が選ばれて、それらの人の
経歴や抱負はかくかくしかじかであるというようなことを具体
的に書いて示せば、学生に対して有効な判断の材料を与えるこ
とになりますね。いまは何の判断材料も学生に対して与えてい
ないわけですから。

田畑 だけど学生自身が何か考えているということはないで
すか。

西田 そういう学生もいないことはないと思いますけれども
……。

田畑 いや、一般的に言って学生はそうした本能をもって
いると思うんです。学生時分どうでした？

梅津 実際にはないと思いますね。大学のサイズが小さくて、
学生と教員が自然に精神的交流があり、教師は学生のことをよ
く知っているし、学生も教師のことをよく知っているという状
態だったら、学生が一票を行使することは大賛成ですけど……。

田畑 ですから、そういう交流の機会をつくっておくことが
先ず必要なんじゃないですか……条件づくりがね。

梅津 そうですね。

田畑 自治会との交流とかその他等々、いくらでもできると
思うんですよ。それが前提になりますよ。そういうものが全然
なしにというのはもちろん無理です。たとえば学部の学生全体
と教授全員との会合とか団交というものがあっていいんじゃない
ですか。立命館にはそういうものがあるわけですね。協議会
とかいろんな名称のものがあるみたいですが、そういうものは
絶対に必要ですよ。

そしてまた、積極的に学生の運動を助けるというか、指導す

るといふか、目標を与えてそこに持っていくことはできないんですかね。いわば自治の訓練です。それが必要ですし、それを可能にするものはやはり学長だと思います。まあいろいろありますけれども、やはりうんという学生をたくさん採るといふことが先ず大事です。それにはいろんな方法を考えなければいかんと思います。また魅力のあるシンボルの学長、自己犠牲的な学長が必要です。消極主義や余計な道草を食っているのはダメですね。

西田 大学の民主化といふか、改革の一つの問題点は学内ヒエラルヒーの廃止、ということを生先生は絶えずおっしゃっていらして、私が助手になったときにきいてびっくりしたんですけども、教授一本立てにしようということを主張された。つまり、教授と助手の身分制ですね。講師、助教授といった階級制をやめてしまつて、助手と教授だけで十分だといわれたんです。もう一つは例の学部長制の廃止ですか。これは多分に名称の問題だと思つていますが……。

田畑 そうです。

西田 学部行政委員長と名称変更して、任期は一年とする。だいたい法学部はこれまでそれを守っているわけですけど、任期一年で、しかも交替制でやる。真意はせまい学部の中の選挙が生み出す不愉快な「小政治」状況をなくするためにおし

やつたのでしょうけれども。

田畑 委員会制は思いきつて多く採用したらいいと思つています。いまの事務部なんかも委員会にして、事務部長を長くずっとやるというのではなく、委員長制にして、選挙で交替できるといいですね。それをやれば官僚主義は必ずなくなります。

国庫助成をめぐる

田畑 私は大学はやはり極めて自由なカルチュラルな大学がいいと思つています。もちろん実学否定の考えではないんです。それからいまは学費が高いですね。これをなんとかできないかというのですが、それには全額国庫助成を実現することです。それ以外にないと思つてます。奨学金をたくさん出すようにしてね。そういう金は知れているんだから、予算をうんと組んだらいいんですよ、国家予算をね。

脇 さっきの「サポート・バット・ノット・コントロール」ですか、これはスローガンとしてはとてもいいんですが、しかしいまどき金をもらう、しかし「ノット・コントロール」といふ聖域は大学以外にないんであつて、これは通じないと思つていますね。

田畑 通用しませんか。

脇 はい、しませんね。(笑)

田畑 国立大学はそうじゃないですか。それでやっているということですよ。

脇 しかし金はいくらでもくれ、ただいっさいコントロールしてほしくないなんて、これはやっぱり……。

田畑 その「ノー・コントロール」というのは、学問についてはコントロールしないということです。財政についてはコントロールは絶対に必要です。現行の助成制度には財政コントロールが欠けている点にも問題があるんですよ。

脇 先生のおっしゃることはよくわかるんですけど、コントロールすべきではないのうと言えるほどわれわれは立派な教師であるかと思うと、本当にじくじたるものがあるんですよ。会社だって何だって、メリット・システムでジャンジャンやられるわけであって……。

田畑 ですが、メリット・システムは大学にはあってはいけませんね。それはもう自由におけばいいんです。教授を信頼し、学生を大事にし、きびしくする。金は必要なだけ国家が十分に出して、もちろん然し財政的なコントロールは絶対に必要です。いまの私学助成の場合、財政的なコントロールがなさすぎるんじゃないですか。必要なその他の条件、例えば「値下げ」の条件も何もつけてないですよ。そこに問題があるんですよ。日本大学なんかは非常にたくさんもらっている。しかも授

業料はとり放題、他のところへ寄附もするというんでは、全く話にならない。おかしいですよ。

脇 五十億どころじゃない、それをはるかに超えてるんじゃないですか。

田畑 超えているんです。だんだんもっと増えていくでしょう。ところが必要な所へはやってない。助成の必要のないところがたくさんもらっている。企業的になっていて授業料は高い。金が残っているもんだから自民党にも寄付をしたというぐらいですよ。そんなでたらめの国庫助成は許されてはならないと思います。助成するなら授業料はその分だけ下げなければならぬ。等々という条件または規制がなければならぬと思うんです。

いまは助成額にも非常にバリエーションがあるでしょう。ある所は高いし、ある所は低いですからね。授業料の額というものも一定に保つ必要があると思うんです。目標は、国立の大学の授業料と同じようにすべきです。助成も完全に国立と同じようにするわけですからね。つまり私学国営です。これがないと大学全体がよくなると思うんですよ。

梅津 それについては私学をいまの三分の一か四分の一か十分の一に減らさんといかんですね。

田畑 減らさなかったってできるんで、そんなものは知れてるんですよ。もちろん大学として認める場合に大いに問題があ

りますね。厳格であるべきです。しかし認めた以上は大学らしい大学に必ずしなければならぬ。

梅津 しかし私立大学が多すぎますね。

田畑 多いけれども、私学国営にすれば必ず面目は一新します。それに、いま自衛隊に二兆数千使っている。仮に二兆使ってごらんさい。十分できるんじゃないですか。いまの私学、国立、公立、全部をまかなくてなお余りあるんじゃないですか。前には、私はだいたい一兆と言っておったけれども、いまは二兆ですか。あるいは三兆だつて使うことができるんじゃないですか。税金を取りすぎて、余ってしょうがないんじゃないですか。だからいらんことに使ってますわね。そんなことに使わないで大学や社会福祉に回すんです。大学にはいま二兆使えばすべての大学をまかなえるんじゃないですか。そして私学が勝手なことをやらないようにする財政的な規制、これは厳重にしなければならぬのです。それは厳格厳重にして、学問とか教育に關してはいっさいノー・タッチ、ノーコントロールで、すべての大学を「自由の春風の吹いている」ような大学にしなければならぬと思うんです。

ところが、管理主義の筑波大学なんかはかなりコントロールを受けているんじゃないですか。何かすべて管理主義でしょう。それは東大の場合とはまるで違うと思うんです。東大に対して

は、あるいは京大に対してもそうですけれども、コントロールなんて全然やってないでしょ。ただ、東大や京大等に残っている官僚主義は是正する必要があるでしょう。

梅津 人事は？

脇 人事はよく知りませんが、プロジェクトは、これは有用、不用なところで干渉があるんでしょうね。

田畑 それは大学の規模でやるのではなくて、文部省でしょう。だからアメリカの行き方とちょっと似ているところがあるけれども、アメリカの場合はむしろコントロールしないでしょう。大学が、大学の理事当局がそれをやっていくわけです、教授会ではなしに。自治でないやり方ですね。ただ筑波大学の場合は文部省の官僚と大学官僚がいっしょになってやっているわけでしょう。これは間違いだと思うんです。が、この大学に似通った所もできているみたいですが、大きな国立大学は絶対にそうではないでしょう。極めて自由じゃないですか。財政は然しもっと規制すべきです。ある私学のようなああいうルーズな経営を許しておいて助成金を出しているというのはおかしいのです。完全国庫助成になると、それができなくなるというので、東京の大きな私学なんかは、せいぜい半分ぐらい助成を受けて勝手なことができるようにということを希望しているようだということを聞きますね。これは明らかに助成の趣旨に反しますね。

ですから、正しい必要な条件をつけることは絶対に必要だと思
うんです。そうでなければ助成をするべきではないと思うんで
す。だから助成を全然受けない大学もあっていいと思うんです。

それは授業料を必要なだけ上げてやったらいんです。そして
一方の私学は完全助成を受けて、国立大学と同じように足並み
をそろえていく。一般的な制度としてはそうしなければならん
と思うんです。そうすると、同志社でも立命館でも早稲田でも、
たちまち必ずよくなります。そして全日本の私学の経営者の恣
意的な経営ということがなくなると思います。不完全な国庫助
成でわがままを許しているもんだから、いまの助成のあり方は
極めてよくないと思いますね。どうしても完全国庫助成にする
必要があると思うんです。その要求を私学がもっとすべきじゃ
ないかと思うんですがね。

梅津 しかし私学は最近どんどんできますし、これからはお
そらく淘汰されるんじゃないですか。

田畑 そうですね。それは無条件にルーズに許可するのがよ
くないんです。ですから、その危機はやがてくるでしょう。そ
の前に完全国庫助成をやって、いまの私学の在り方を大いには
正すべきです。大学らしくない大学は存在の価値がないのです
から。

梅津 校門を入ると理事長の銅像があって、理事長の歌を散

りばめた校歌ができていてという短大なんかが多いらしいです
よ。

先生がさっき同志社は自由であらねばならないと言われまし
たね。ぼくらは自由だからあんまり自由だと思わないわけです
が、よその大学へ行ってこの同志社へ帰って来ると、ほっとす
るところがありますね。

田畑 ほかの大学からというと、国立大学からですか。

梅津 いや、ほかの私立大学に比べても、ほっとしたとい
うところがあります。

田畑 こちらは自由だ、と。

脇 その点はほんとに日本一ですね。相互干渉はいっさい
ない。珍しいと思いますね。締めつけみたいなのをいっさい
感じさせない。のびのびとしておられる。

田畑 それはいいですね。管理主義、官僚主義がそこまでき
ていないわけですね。

脇 はい、まだきてないと思いますね。

田畑 ほかにはそういうのがあるんですか。

梅津 特に宗教系大学は案外多いんじゃないでしょうか。

田畑 たとえば早稲田にそういうものがありますか。

梅津 いや、早稲田、慶応といったところにはないんですけ
ど、最近できた私立大学です。

田畑 それはまだ本格的に大学にはなっていないんですよ。だから本格的な大学にする努力が必要でしょう。

西田 自由な大学というのは確かにけっこうだと思います。

しかし省りみて自由な大学っていったい何だろうか、と、あまのじゃくみたいなことを申し上げて恐縮なんですけど、ときどき思うんです。何でもことあるごとに校祖の名前をもちだすのは気がひけますが、新島襄の言っている自由というのは唯他から管理されない解放状況を謳歌するそういう消極的な自由ではありませんね。ある志を実現するために要請される自由なんです。

田畑 そうです。規律のある自由ですね。「真理は汝を自由にする」とか、「汝の良心を真理に照準せよ」とか、といった自由です。

西田 と思います。ですからその規律とか自己抑制と特定の目標——学問研究とか社会実践など——の設定が伴わなければ、自由とは自らアナーキーになり放縦になる。志をすてて、学生は大学を「モラトリアム」と心得て、アルバイトと海外へのバック旅行にうつつを抜かし、教員は研究よりも行政職に色目を使い、職員はポスト至上主義といった場で一体、自由はどのような積極的な機能を発揮するのか。今は一種の治外法権ですよ。しかし、それにしても、大学社会には自己抑制のきかない人が

多いですね。(笑) 私にこんなことをいう資格がないかも知れませんが。

田畑 もちろん、当然に、それはあるんじゃないですか。

西田 いやあ……さてどうでしょうか。(笑)

田畑 意外にそうではない変な人が存在しているということですか。

西田 そういう人達の存在が許される。相互に高めあうためにオープンに批判しないんです。結構その分、陰では悪口が盛んなんですが。

カレッジ・ソング

田畑 早稲田のカレッジ・ソング、あれは強いですよ。歌詞は大したことはないんだが、メロディがすばらしい。

脇 それがウチにないんです。メロディも大衆性がなくて駄目ですね。

田畑 北原白秋作詞山田耕筰作曲の「大学歌」も低調子ですね。ですからぼくは日本語のいい校歌が必要だと思ってね。いろんな機会に言ってきたんですが……。

西田 以前岡本先生が作られたんじゃないですか。

田畑 けれども、まだこれまではいいのが集まらない。岡本君のお座敷的なきれいな歌ではダメなんです。まだヴォリス先

生作詞のカレッジ・ソングの方が英語ながら内容的に遙かによい。

脇 さっきの歌合戦でたったいっぺんだけでも勝ったなんて、とてもいまの私には考えられませんね。

田畑 あれでよう勝てたと思うんです。(笑)しかし歌詞は大変佳いんですがね。大衆性がやはり必要ですね。

脇 たとえば野球の同立戦をテレビでやりますが、立命館にはまだ歌があるんです。

田畑 立命館の校歌はなかなかいいですよ。

脇 ところがウチのは声も出んわけですよ。応援団長が一人で歌っているようなもんでね。

田畑 歌詞を皆知らないです。メロディが、また弱いメロディですね。あれは、前のドイツの国歌でしょ。ドイツはあれを歌っては戦争に必ず負けたんだから。(笑)すくなくとも別の独自のよいメロディをつけることが必要でしょう。実は、女子大の中瀬古さんに作曲を頼んでいたのですが、なくなられてしまったのでね。

脇 やはりみんなが一緒に野外でスクラム組んで歌える歌を作ることが必要ですね。

田畑 それは絶対に必要ですね。

脇 これだけの歴史を持っていて歌える歌がないというの

は……。

田畑 壮大な、雄大なメロディがいつこうに出てこないですね。

西田 日本的なキリスト教の影響でしょうか。

田畑 そうじゃないと思います。たとえば同志社を卒業した児玉花外という社会主義の詩人がおりましたね。かれが明治大学の校歌を作ってるでしょう、「白雲なびく駿河台……」というのを。あれはいいメロディです。ところが彼は同志社の校歌を作っていない。本当は、そういうような人がいい歌を作ってくれるといいんです。新島的な豪壮なメロディが必要なんです。かれんなメロディではダメなんです。

梅津 そう言う意味ではたしかに岡本先生の歌は意気をあげるにはちょっとマズいかもれません。

田畑 「懐しの同志社……」となっている。

梅津 「懐しのわが同志社、自由の国よ……、彰栄の鐘の音に夢もまどろむ……」です。

田畑 あれは大きな場所で歌う歌じゃないでしょう。何か寂しい歌ですよ。意気はあがらない。

梅津 ただ卒業生が一人同志社を思っただけで歌うというにはいい歌です。

回顧して歌う歌なんですね。

田畑 皆が元気になるような歌がほしい。

脇 東京の大手私学には皆それがあるわけですね。

田畑 ええ、みないい歌を持っています。昭和二十八年に東京で私学の会合がありまして、みんな校歌を歌ったんですが、同志社のは、ぼくが歌えないから、松好貞夫君が歌ったんです。松好貞夫君をご存じですか。日本経済史をやっている人です。同志社から東京都立大学へ行きましたね。彼は歌いながら、英語の歌しかないんだ、と言ってひどくしょげていました。(笑)

早稲田の校歌は、そこに来ている女中さんというか、芸者さんだったのかもしれないけれども、相和して歌うわけですね。弟の方のケネディが早稲田で「ワセダ、ワセダ……」の大合唱を聞いてやはり大感激していますね。同志社のはだれも相和して歌えないですよ、知らないから。同志社の人すら知らないのですからね。是非何かいい歌を作ってください。

脇 早稲田ボーイが本当に早稲田主義者になって卒業してゆくのも、一つは一年に一回か二回、神宮球場でスクラムくん「早稲田、早稲田！」と歌って涙を流す機会があるからですよ。

田畑 それはありますね。いや、一年に一回か二回でなく、彼らは毎日歌っていますよ。あの校歌が早稲田をつくっているみたいですね。

学問・教育・平和的实践——一筋の道

西田 さて第三の問題ですが、これは今までのお話の中で自然に出てしまいましたので、特に改めて問題にすることもないように思っています。ただ一、二お聞きしたいことがあります。すでにのべましたように、先生の平和思想と平和運動の原点は、憲法第九条の絶対平和主義の規定にあること、それと基本的人権の中に盛られているヒューマニズムの理念と、抵抗権としての基本的人権の問題つまり、憲法に規定されている平和と人権、これが先生の平和思想の原点になっていると私は考えるわけです。

そこまではよくわかるのですが、先生の実践活動を貫いて流れている一つの問題、エトスと言ったらいいでしょうが、そこには、一種の宗教的「憑依」のような熱気——表現は適切ではありませんが——があるように思うのです。つまり、憲法に立脚しつつ、もっと深い拠り所があるのではないかということですね。先生の念頭にある歴史上の人物、たとえば賀川豊彦とか内村鑑三とか、先生の平和の実践活動において一つの指針となるようなそういう歴史上の宗教的平和主義者について、ご自身の平和運動のとらえ方と関連させてどうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

田畑 やはり私の場合キリスト教が基本になっているでしょうね。子供のときから父の宗教がそうでしょう。母は仏教で、寺で生まれた寺の娘ですけども、親父が熱心なキリスト教ですから、その影響です。そしてそのキリスト教というのは儒教的キリスト教です。その儒教的キリスト教が基になっていると思います。

そして小学校から中学校へかけての高木庄太郎先生とか矢部喜好先生です。矢部先生は膳所教会の牧師ですけども、良心的な戦争反対の実践をした人です。日露戦争のときに、聖書の「汝、殺すなかれ」という教えに従って兵役を拒否した人物です。そういう方が私の教会の牧師であったということなんかが根底にあると聞いていいと思います。

あとになって、内村鑑三さんの書いたものをよく読んでしよう。それから安部磯雄先生、賀川豊彦先生とか、そういう方々から影響を受けています。あるいは山室軍平とか、海老名弾正といった先生方の大雄弁の影響もあります。海老名先生は思想的には戦争論者ですけども、人権主義は人権主義です。それから、前に言ったかと思うんですが、リンカーンの「ゲティスバーグのスピーチ」です。この影響はぼくには強いんです。これは教科書で習ったのですが、それからマルキシズムです。しかし私はマルキシストではなく、ただその影響を非常に強く

受けていると思うんです。それが根底にありまして憲法九条あるいは憲法のきめている人権の規定に接したものですから、それに拠っていったわけです。前からそういう考えですけども、憲法ができて、これだという気持になったわけですね。憲法べったりとなったと言ってもいいかと思えます。もちろん然し憲法以上という大きな志向は基調にあるんです。

西田 私なんかから見ると、先生にとって、憲法というのは単なる法規範ではなく、それ以上のバイブルのような存在であると……。 (笑)

田畑 憲法をバイブルとは思わないですけどね。(笑) 歴史の発展の一つのメドだというふうに見ているんです。明治憲法でも、そのほかの法律などに比べると悪くはないし、低くはないですよ。比較的寧ろ高遠です。ただ、それは低く悪く運用されてきました。しかし明治憲法もやはり人権主義の憲法です。限定はされていますけれどもね。それが日本国憲法になると、限定されていないどころか、人権主義そのもののような憲法でしょう。

基本的人権が抵抗権であるという考えは以前からありましたけれども、特に日本国憲法になって、一二条の規定、九九条の規定、それから一五条の公務員の規定、「公務員は全体の奉仕者でなければならぬ」、「公務員を選免する権利は国民にあ

る」という政治的人権、これは官僚主義の全面的な否定でしょう。これがぼくには基軸になっているんです。

だから日本国憲法のその人権主義の規定と第九条平和主義の規定、これに没入するようなことになったんだろうと思います。そして九条を生かしていくには永世中立以外にはないというふうに考えるようになったんです。だからいまはもっぱらその主張をいたるところで言っているわけです。共産党の諸君にも、社会党の諸君にも機会あるごとに言うんですけれども、まだなかなかそこへ動いてゆかないですね。

この間ちょうど東中光雄君と一緒に有事立法の問題で講演をしたんですけれども、東中君にも共産党にもその考えがないでしょう。安保廃棄と中立宣言を言うのだけれども、永世中立主義であるとか、憲法九条のその原点で闘うという姿勢ではないですね。私は、共産党がそうしてくれることを、社会党がそうしてくれることを望んでいるわけですけれども、なかなかそうなってくれない。だから、そうやってほしいという願いを非常に強く持って努力している現状です。

結局は、西田君の言われたように、宗教的なものがいちばんの基盤になっているでしょうね。だから、ぼくは唯物論にはなれないんですよ。唯物論の影響は強く受けていますけれども。まあどっちも不徹底といえれば不徹底ですが。ただ何れにせよ、

人権主義・平和主義に徹底しようという努力はしているんです。けれども、不徹底状態が続いているみたいなものです。

脇 他人からの影響とか自分が若いころに受けた思想を自分の血肉にしていくというのは大変なことだと思えます。しかもそれを実践的な活動の中で深めていくことはもう一つ大変なことじゃないかと思えます。

戦争直後の知識人の話がずいぶんありましたけれども、変わりすぎると思うくらい変わっている人がたくさんいるわけです。ある意味では先生は孤軍奮闘のところもだいたいおありで、集団を好むというよりも自分なりの確信を持って動いていかなくはいけない。だからいちばんつらい。集団の中に逃避できない。その場合、先生はよりどころとして何をお持ちだったのか、先生のあの強さはどこから出てくるのだろうかと思えたことがあるんですが、やはり宗教的なものですか。

田畑 ということになるでしょうね、結局は。といって熱心なキリスト教ではないです。と言うよりも、すこぶる不熱心です。ですから、信仰というより、私のもっているのは信念みたいなものですね。そしてむしろ非常に頑愚ですね。そういう性格に帰してもいいんじゃないかと思うんです。つまり利巧じゃないんですよ。「やせがまん」であり、頑愚だからではないでしょうかねえ。損を覚悟というか、損をしてよろしいという。

脇 先生は明治何年のお生まれですか。

田畑 明治三十五年です。日露戦争の前ですね。

脇 やっぱり自分は明治人であるという気持、あるいはひそかに持っておられるといいますか……。

田畑 明治人であるというような自覚はないですね。

脇 先生は明治の時代をどういうふうに見られますか。

田畑 ある意味では日本の非常に発展・成長した時代であって、いいところを持っていると思います。ただ、侵略戦争ばかりやってきたもんだから、その点は絶対且つ謙虚に反省をすることが必要だと思います。明治について言う場合、それがいちばん大事じゃないかという気がしますね。侵略戦争をやらなくたって、近代的な国家を形成するということは必ずできただろうと思います。ところが戦争ばかりでしょう。そして侵略戦争ですからね。なぜああいう道を選んだのかということについての反省を強くする必要が感じますね、明治について考える場合には。

自由民権運動があったり、明治憲法が制定されたということはいいいですけども、憲法どおりやってないですから、これは憲法違反国家ですよ。こんな違憲国は他にないと思う。憲法に対する違反度のこれほど強い国はほかにないんじゃないでしょうか。ドイツといえども、日本に比べると……。その点は日本

のほうがきつような感じがしますね。明治憲法ができたのに、明治憲法に違反した政治が展開されてきた。ことに侵略戦争をやってきたということですね。これは明治憲法の本質ではないわけですから、その点についての反省をすることが大事ではないかと思うんです。

「京都学派」批判

田畑 明治時代の侵略戦争についての大きな責任者、イデオログということになると、福沢さんと徳富さんでしょうがね。この二人の先人の責任は非常に大きいと思うんです。お二人は、一方では人権主義的な考え方をもちながら、他方、侵略戦争を推進していったわけですからね。そういうことを繰り返さないということが大事だろうと思うんです。憲法違反をやらぬこと、憲法どおりの政治をやるというふうにさせていく努力が大仕事ではないかと思えますね。

脇 最近日本のインテリの中には、とくに後進国の人たちがこれからもって範となすべき近代化のモデルとして明治を語る人が少なくない。ぼくは、歴史からの教訓というのは、何をすべきかではなくて何をしてはならないか、つまりネガティブな意味のものだと思います。外人さんに対して、これがあなた方の行くべき針路だ、そのモデルが日本の明治時代だなどとい

う。しかも関西系の学者の中にそういう手離しの近代日本礼讃論が多い。

田畑 そういうことを言うようになったのは、いつごろからですか。

脇 万博よりかなり前からではないですか。

田畑 あのころからですかね。一つは、中国が明治時代を非常に評価するようなことを言いましたね。文革時代ですか。そういう影響もあるということはないでしょうか。ああいう大國が言うのと、すぐそれに追従するような傾向乃至風潮が日本にはありましよう。事大主義というか、追随主義というか。彼ら一つは悪しきジャーナリストであり、悪しき文化人だということがあるんじゃないですか。

脇 そういう風潮に最近いちばんに乗っているのが京都です。いまのマスカルチュアにぼっこりうまく乗れるのが今の京都学派です。東京は広すぎますから、狭い関西へ来てどこかの先生に声をかけると、忽ちのうちに仲間が集まってきて執筆の割りふりもできる。昔は、京都学派という和在野色が強かったしアカデミズムを標榜していた。いまはむしろ逆になっちゃうんですね。

田畑 そう、在野じゃないですね。迎合するんでしょうね。

脇 だから東京でなくて京都勢の方が、逆により迎合にな

っちゃうんですね。おかしい現象ですが、これは戦争中にもありましたね。

田畑 ありました。しかし憲法の京都学派はちがいますよ。

脇 ただ全般として東京よりも京都のほうがかえって“振れ”が大きいうことが……。

田畑 京都の文学をやっている人でしょ。

西田 哲学もそうでしたね。

田畑 戦前はそうでしたね。

脇 戦前も京都のほうが“振れ”が大きいうか、いつでも時代とともに歩むという傾向ですね。これは戦争中も含めて今も言えるんじゃないかと思えます。ぼくは京都は大好きですけど、京都の大先生とはその意味であんまりおつきあいたくないという感じです。

西田 幕末の公卿の日和見主義以来それは京都知識人の伝統になっているのではないんですか。

田畑 東京は清水幾太郎君のような人は少ないですか。

脇 総じてまだ少ないですね。

田畑 清水君は戦前からナポレオンが好きでしたね。彼の家へ一回ぼくは行ったことがあるんです。休職で東京にぼくは一年間おったでしょう。散歩しておいたら出会って、家へ寄らんかと言うので寄って見たんです。応接間にナポレオンの肖像が

掛かっているもんだから意外に思ったことがあります。(笑)

脇 先生のお宅では何をお掛けになっていらっしゃるのか。

田畑 いろいろありますけど、新島先生がありますわね。佐々木先生があるし、高木先生、中島先生、山室軍平先生等々。カントもあるんです。カントは高木先生がドイツへ行かれたときに買ってきて、くださったんで、ですから学生時分からずとそれがあるんです。

西田 それにガンジーがありましたね。(笑)

田畑 ガンジーもあります。それから案外に沢山ありますよ。西郷もあります。

脇 これもわかるなあ。(笑)

田畑 リンカーンの大理石像の小さいのがあるんですよ。奴隷解放、平等主義のリンカーンはぼくは大好きですね。

西田 さっき明治人田畑先生というお話が出ましたけれども、先生の青年時代というのは大正期なんです。ですから当然大正デモクラシーの影響はずいぶん受けていらっしゃるわけですね。そこからくる特徴、つまり、国家主義とは違うそれを超えた神とか世界の問題といった普遍主義的な価値の志向性を強く感じるんですよ。それは、大正デモクラシーの持っているリベラリズムに由来するのではないか。ですから明治人と一口

にいても明治の前半期に生まれた人と、明治後半以降の人とは、おのずから違う。ただ、気質や信条という点ではたしかに明治人には大正生まれとは違う何か一つの共通項があるような気がしますね、硬骨であるとか、変わらないということに対する価値づけとか。

田畑 それはみんな人によって違うんじゃないですか。桑原君も明治人ですし、奈良本君もそうですし、清水君もそうですね。

西田 奈良本さんはたしか大正の最初期です。

田畑 大正ですか。ああそうですか。明治だと思っていました。

(完)

ヒヤリングを終えて

西田 毅

大学を卒業して何年ぶりかで会った旧友や同窓会などで、よく話題にのぼる恩師の名前というのは、往々にして、感受性の豊かな青年時代に忘れることのできない鮮烈な印象をうえつけられたいわゆる名物教授の先生方である。田畑先生の存在は、とりわけ、一九五〇年代から六〇年代にかけて同志社で学んだ多くの学生たちにとって、単に法学部を代表する「看板教授」

だけでなく、広く同志社全体のシンボルとして熱い注目を浴びていた。若い読者の方たちのために、簡単に解説すると、そのころの先生は、朝鮮戦争から講和論争、そして破防法反対闘争と安保体制批判にいたる護憲平和のための言論活動によって、「進歩的文化人」の第一線に立って活躍しておられた。

戦前と戦時下の先生は、同志社事件の犠牲者として、また佐々木（惣一）憲法学の俊英として、学内外の右翼的国家主義者の干渉と圧迫になやまされながら、そのリベラルな学問的活動を続けなければならなかっただけに、「戦後民主主義」の解放状況の中におかれたときその言論活動は、あたかも水を得た魚のように自由な発言となつてあらわれたのであった。

当時はまた今日のような進歩陣営の多極化（組織・イデオロギー両面における）現象もなく、護憲平和と民主主義の追求という一本の明確な目標の実現に向かって革新政党を軸に巾広い進歩派知識人や大学教授が大きく結集していた。先生は、そのような戦後最初期の「知識人の黄金時代」ともいえる歴史的状況を背景に、国家権力に対して歯に衣着せぬ鋭い批判の論調を展開されていた。そして、きびしい批判の鋒先は、外側に対してのみならず、同志社の学内行政、さらに、先生に最も近いサークルの人々にも容赦なくむけられた。その意味で先生はいわゆる「身内主義」が通用しない人である。

とにかく、大は一国の政治・社会問題から、学内の身近な日常的問題にいたるまで、まさに状況と切り結ぶ実践的学者として、行動されていた。その果敢な決断と信念―たといその中味に全面的には同調できない点があるにせよ―の発露には若い学生たちを圧倒し去る気迫がみなぎっていた。政治的懐疑主義がわが国の進歩的な知識人や学生・青年層のあいだに広く支配するようになる六〇年代初期以後の状況とはちがって、とにかく、一九四〇―六〇年代初期にかけての先生の闘争的デモクラシーは学生や一部の市民層に大きな刺激を与えていたのである。

この企画がもちあがったのは、ちょうど『同志社百年史』の仕事に関与していた私が、百年史の構想において、学部史といういわばタテ割りの学校史の視点が全く欠落していることになからぬ疑問を抱き、せめて法学部だけでも、学部史執筆の態勢はとれないものか、さらにまた、将来の社史編纂事業のために学部の基礎史料を整備する必要があるのではないかなどと考えていたときであった。座談会の冒頭でもふれられているように、この仕事をひきうけた最大の理由は実はその点に係っている。加えて、これは多分に私情がこもっているかも知れないが、われわれと同世代以上の者の心象に占める先生の比重は絶大なものがあり、そういう先生の言行録を是非記録にとどめておき

たい、またそれを活字にすることによって、一人でも多くの人々が、かつて先生と濃淡さまざまなかたちで係りをもった青春時代を思いかえず、が、ともなればという心理が働いたことも事実である。しかし、もちろん、そうした回顧趣味は本来どうでもよいことである。むしろ、真のねらいは、もはや田畑先生と直接の接触をもたない世代の人たちが、先生が直かに語る法学部の歴史や大学論を読んで、そこに如実にあらわれている先生のリアルな人間像と生き方を把握するとともに、同志社を舞台に展開された戦後昭和史の一コマを理解していただきたいということにある。

ヒヤリングの時間的対象はいちおう、一九二七（昭和二）年から一九五四（昭和二十九）年までに限定した。最初と二回目の座談会には、先生が原稿を用意してこられた。そして、その御報告をもとに、出席者が質問し、第三回目は私が前の二回のヒヤリングをふまえて、若干の論点の整理とコメントをおこなうといういわゆるディスカッサントの役割を演じた。座談会は毎回大いに話がはずみ、ときには知的に興奮すら覚えるような議論がのべにして一〇時間あまりも続けられた。テープをおこなした原稿の総量も半ペラでゆうに九〇〇枚を越す分量になった。対談の性質上、どうしても論点の重複や話題の飛躍、不適切

な表現など脱線現象が生じたが、それらの修正は先生や出席者各位と相談の上で進められた。また読みやすさを考慮して適宜見出しをつけておいた。それから、ここにはみられるように、天皇制や佐々木博士の憲法論、「平和問題談話会」のこと、社会主義の問題、大学紛争、現代日本の知識人批判といった、歴史的对象としての法学部史を語るという最初に想定した討論の範囲から逸脱する事項もあえて削除せずに掲載されている。というのは、それらの問題に対する先生の直截な発言が、はからずも戦後思想史への証言となっていると思われたからである。

最後になったが、第三回目のヒヤリングに先立って、文学部の山本明教授のお世話で、一九四九年から五一年にかけて、当時学友会の中央委員であった方たちから敗戦直後の学生生活と学生運動史について、くわしい聞きとりをする機会を持ち得た。この場を借りて、山本氏と会に集まって下さった諸氏に対して一言お礼を申し上げたい。

（一九八〇年五月二五日記）